

令和元年度第3回  
袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議次第

日時 令和元年10月10日（木）  
午前10時から  
場所 市役所旧館3階大会議室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 題

(1) 次期計画の骨子案について

【資料1-1、資料1-2】

(2) 次世代育成支援行動計画に係る計画事業について

【資料2】

(3) 教育・保育の量の見込み及び定員等の確保方策について

【資料3】

(4) その他

4 閉 会

## 袖ヶ浦市子育て応援プランの骨子構成案

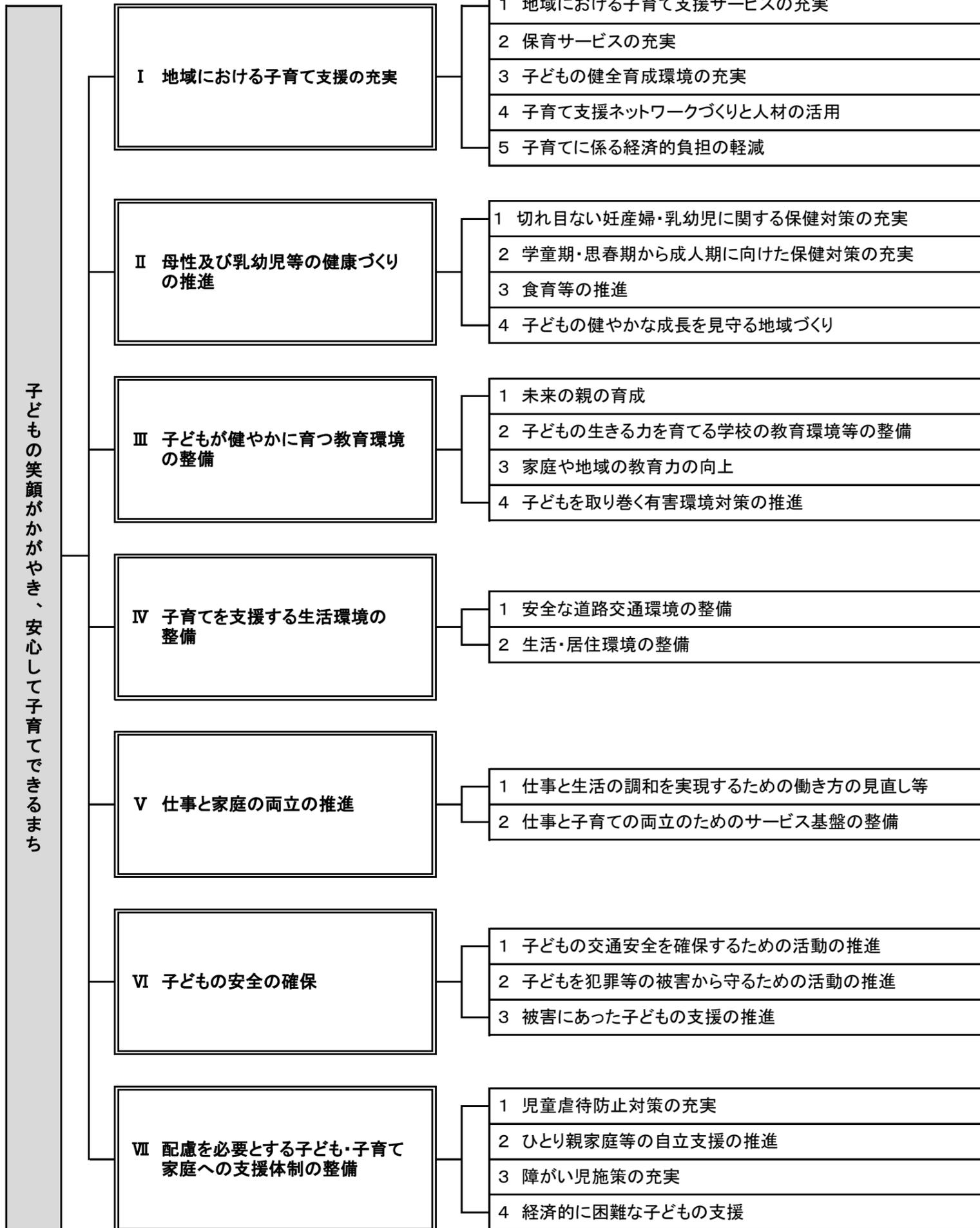
| 現行応援プランの構成<br>(平成27年度～令和元年度) |         | 次期応援プランの構成<br>(令和2年度～令和6年度) |  |
|------------------------------|---------|-----------------------------|--|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b>         |         | <b>第1章 計画の策定にあたって</b>       |  |
| 1 計画策定の趣旨                    |         | 1 計画策定の背景と趣旨                |  |
| 2 計画の位置づけ                    |         | 2 計画の位置づけ                   |  |
| 3 計画の期間                      |         | 3 計画の期間                     |  |
| 4 計画策定の体制                    |         | 4 計画の策定体制                   |  |
| <b>第2章 袖ヶ浦市の現況</b>           |         | <b>第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況</b> |  |
| 1 市内の子育て環境の現状                | →2-2へ移動 | 1 市と地域の状況                   |  |
| 2 市と地域の状況                    | →2-1へ移動 | 2 子ども・子育て家庭の状況              |  |
|                              |         | 3 地域における子育て支援事業の利用状況        |  |
|                              |         | 4 ニーズ調査結果からみた市民の意向          |  |
|                              |         | 5 子育て応援プランの進捗状況と今後の課題       |  |
| <b>第3章 次世代育成支援行動計画</b>       |         | <b>第3章 計画の基本的な考え方</b>       |  |
| 1 次世代育成支援後期行動計画の推進状況等        | →2-5へ移動 | 1 基本理念                      |  |
| 2 計画の基本理念、基本方針               |         | 2 計画推進のための基本的視点             |  |
| 3 施策の体系                      |         | 3 基本目標と施策体系                 |  |
| 4 重点事業                       |         |                             |  |
| 5 施策と事業                      |         | <b>第4章 施策の展開</b>            |  |
|                              |         | 1 基本目標Ⅰ                     |  |
|                              |         | ・・・                         |  |
| <b>第4章 子ども・子育て支援事業計画</b>     |         | <b>第5章 教育・保育の内容と供給体制</b>    |  |
| 1 子ども・子育てニーズ調査               | →2-4へ移動 | 1 教育・保育提供区域の設定              |  |
| 2 教育・保育提供区域の設定               |         | 2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス     |  |
| 3 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス      |         | 3 教育・保育の量の見込みと提供体制          |  |
| 4 国の定める推計の項目と量の見込み           | →2の中で包括 | 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制  |  |
| 5 教育・保育サービスの量の見込みと確保方策       |         | 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保      |  |
| 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策   |         |                             |  |
| <b>第5章 計画の推進体制</b>           |         | <b>第6章 計画の推進体制</b>          |  |
| 1 計画推進体制の構築                  |         | 1 計画推進体制の構築                 |  |
| 2 関係機関との連携強化                 |         | 2 関係機関との連携強化                |  |
| 3 計画の内容と実施状況の公表              |         | 3 計画の内容と実施状況の公表             |  |
| 4 事務・事業評価と事業の見直し             |         | 4 事務・事業評価と事業の見直し            |  |

# 施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《基本施策》



# 施 策 比 較 表

(現行)子育て応援プラン

| 基本目標                                | 施策                         |
|-------------------------------------|----------------------------|
| <b>I 地域における子育ての支援</b>               |                            |
| 1                                   | 地域における子育て支援サービスの充実         |
| 2                                   | 保育サービスの充実                  |
| 3                                   | 子育て支援ネットワークづくり             |
| 4                                   | 子どもの健全育成<br>(新規)           |
| <b>II 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進</b>       |                            |
| 1                                   | 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実    |
| 2                                   | 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実    |
| 3                                   | 食育等の推進                     |
| 4                                   | 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり        |
| <b>III 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b> |                            |
| 1                                   | 次代の親の育成                    |
| 2                                   | 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 |
| 3                                   | 家庭や地域の教育力の向上               |
| 4                                   | 子どもを取り巻く有害環境対策の推進          |
| <b>IV 子育てを支援する生活環境の整備</b>           |                            |
| 1                                   | 安全な道路交通環境の整備               |
| 2                                   | 安心して外出できる環境の整備             |
| <b>V 職業生活と家庭生活との両立の支援</b>           |                            |
| 1                                   | 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等   |
| 2                                   | 仕事と子育ての両立の推進               |
| <b>VI 子どもの安全の確保</b>                 |                            |
| 1                                   | 子どもの交通安全を確保するための活動の推進      |
| 2                                   | 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進     |
| 3                                   | 被害にあった子どもの支援の推進            |
| <b>VII 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進</b>  |                            |
| 1                                   | 児童虐待防止対策の充実                |
| 2                                   | 母子家庭等の自立支援の推進              |
| 3                                   | 障がい児施策の充実<br>(新規)          |

(次期)子育て応援プラン【骨子案】

| 基本目標                                  | 施策<br>(下線箇所は見直し)         | 想定する事業(案)<br>○: 現計画に掲載されていない事業<br>⇒ 具体的な事業については精査中                  |
|---------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| <b>I 地域における子育て支援の充実</b>               |                          |                                                                     |
| 1                                     | 地域における子育て支援サービスの充実       | ・放課後児童クラブの環境改善<br>・各種相談<br>・産前産後ヘルパー派遣事業                            |
| 2                                     | 保育サービスの充実                | ・待機児童解消のための保育所等の整備<br>・待機児童解消のための地域型保育事業の推進                         |
| 3                                     | 子どもの健全育成環境の充実            | ・青少年健全育成団体への支援<br>・放課後子供教室推進事業                                      |
| 4                                     | 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用     | ・地域子育て支援ネットワークの推進<br>・子育て支援ボランティア・NPOへの支援                           |
| 5                                     | 子育てに係る経済的負担の軽減           | ・中学生までの子どもの医療費助成<br>○ 幼児教育・保育の無償化                                   |
| <b>II 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進</b>           |                          |                                                                     |
| 1                                     | 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実  | ・母子保健に関する各種相談・教室<br>・子育て世代包括支援事業<br>・産後ケア事業                         |
| 2                                     | 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実  | ・性に関する正しい知識の啓発・指導<br>・未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等                         |
| 3                                     | 食育等の推進                   | ・乳幼児の生活習慣の確立への支援強化<br>・栄養・食生活に関する情報発信、学習や相談の場の提供                    |
| 4                                     | 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり      | ・地域子育て支援ネットワークの推進                                                   |
| <b>III 子どもが健やかに育つ教育環境の整備</b>          |                          |                                                                     |
| 1                                     | 次代未来の親の育成                | ・家庭教育総合推進事業<br>・福祉教育                                                |
| 2                                     | 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備  | ・外国語教育推進事業<br>・小中学校体験活動推進事業                                         |
| 3                                     | 家庭や地域の教育力の向上             | ・子どもを育む学校・家庭・地域連携事業<br>・ねがたオープンキャンパス(ねこまる)<br>○ すきすき絵本タイム・ブックスタート事業 |
| 4                                     | 子どもを取り巻く有害環境対策の推進        | ・情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業                                               |
| <b>IV 子育てを支援する生活環境の整備</b>             |                          |                                                                     |
| 1                                     | 安全な道路交通環境の整備             | ○ 園児等の移動経路における交通安全対策                                                |
| 2                                     | 生活・居住環境の整備               | ・都市公園の整備                                                            |
| <b>V 仕事と家庭の両立の推進</b>                  |                          |                                                                     |
| 1                                     | 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等 | ・ワークライフバランスの普及促進に向けた啓発活動<br>○ 男性の子育て・介護の参画促進                        |
| 2                                     | 仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備   | ・放課後児童クラブの環境改善<br>・待機児童解消のための保育所等の整備<br>・待機児童解消のための地域型保育事業の推進       |
| <b>VI 子どもの安全の確保</b>                   |                          |                                                                     |
| 1                                     | 子どもの交通安全を確保するための活動の推進    | ・交通安全教育指導事業<br>・交通安全啓発事業                                            |
| 2                                     | 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進   | ・交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施<br>・子ども110番連絡所                         |
| 3                                     | 被害にあった子どもの支援の推進          | ・被害にあった子どもに対する相談体制の強化                                               |
| <b>VII 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備</b> |                          |                                                                     |
| 1                                     | 児童虐待防止対策の充実              | ・要保護児童対策地域協議会の充実<br>・児童虐待に対する相談の充実                                  |
| 2                                     | ひとり親家庭等の自立支援の推進          | ・母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談<br>・ひとり親家庭等医療費等の助成                  |
| 3                                     | 障がい児施策の充実                | ・療育支援<br>・放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ<br>・障がい児保育                           |
| 4                                     | 経済的に困難な子どもの支援            | ・要保護・準要保護児童生徒に援助費の支給<br>○ 子ども食堂・学習支援等運営支援事業(住民主体型サービス)              |

# 袖ヶ浦市子育て応援プラン

## 【骨子案】

令和元年10月

袖ヶ浦市



# 目 次

|                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....       | 1      |
| 1 計画策定の背景と趣旨 .....                | 1      |
| 2 計画の位置づけ .....                   | 2      |
| 3 計画の期間 .....                     | 3      |
| 4 計画の策定体制 .....                   | 4      |
| <b>第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況</b> ..... | 5      |
| 1 市と地域の状況 .....                   | 5      |
| 2 子ども・子育て家庭の状況 .....              | 10     |
| 3 地域における子育て支援事業の利用状況 .....        | 22     |
| 4 ニーズ調査結果からみた市民の意向 .....          | 32     |
| 5 子育て応援プランの進捗状況と今後の課題 .....       | 43     |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....       | 54     |
| 1 基本理念 .....                      | 54     |
| 2 計画推進のための基本的視点 .....             | 55     |
| 3 基本目標と施策体系 .....                 | 56     |
| <b>第4章 施策の展開</b> .....            | 59     |
| <b>第5章 教育・保育の内容と供給体制</b> .....    | 60     |
| 1 教育・保育提供区域の設定 .....              | 60     |
| 2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス .....     | 61     |
| 3 教育・保育の量の見込みと提供体制 .....          | 63     |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....  | 63     |
| 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 .....      | 63     |
| <b>第6章 計画の推進体制</b> .....          | - 64 - |
| 1 計画推進体制の構築 .....                 | - 64 - |
| 2 関係機関との連携強化 .....                | - 64 - |
| 3 計画の内容と実施状況の公表 .....             | - 64 - |
| 4 事務・事業評価と事業の見直し .....            | - 64 - |



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

国は、急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、市町村に対し「次世代育成支援対策に関する行動計画」の策定を義務付けました。

同法は10年間の時限立法でしたが、平成26年4月の改正により、法の有効期間が10年間延長され、計画的・集中的な取組みが継続されることとなりました。なお、期間の延長となった平成27年度からは、計画の策定については任意のものとなっています。

また、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。この制度において、市町村は5年ごとに「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっています。

袖ヶ浦市では、平成17年3月に「袖ヶ浦市次世代育成支援行動計画（計画期間：平成17年度～平成21年度）」を、平成22年3月に「袖ヶ浦市次世代育成支援後期行動計画（計画期間：平成22年度～平成26年度）」を策定しています。

また、平成26年度には、子ども・子育て関連3法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を「袖ヶ浦市子育て応援プラン（計画期間：平成27年度～令和元年度）」として一体的に策定しました。

「袖ヶ浦市子育て応援プラン」については、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、一部見直しを行いつつ、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子どもや子育てをめぐる環境において厳しい状況におかれ、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

本市においては、現行の「袖ヶ浦市子育て応援プラン」が令和元年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取組みを振り返るとともに、本市における今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、新たに「袖ヶ浦市子育て応援プラン」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画

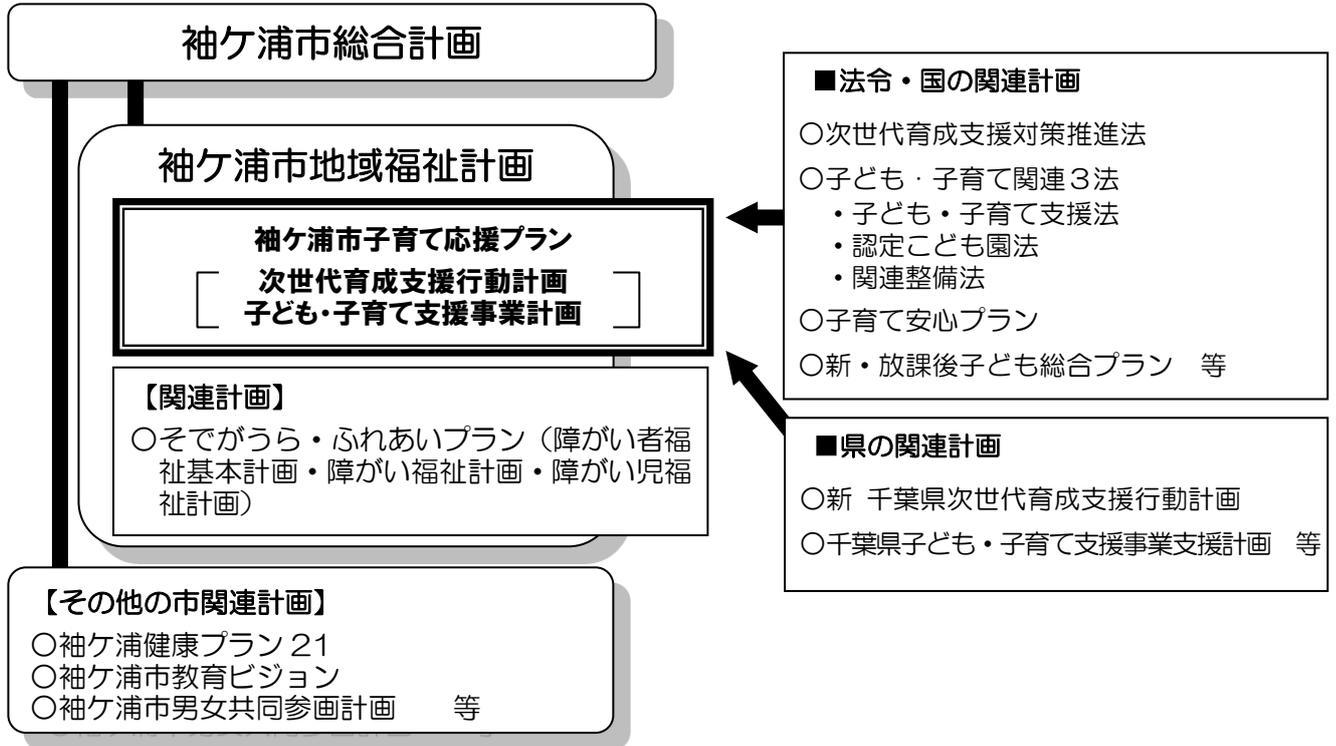
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、本市のすべての子どもと家庭を対象とした子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

#### 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法、位置づけ等

|      | 子ども・子育て支援事業計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 次世代育成支援行動計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根拠法  | 子ども・子育て支援法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 次世代育成支援対策推進法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 位置づけ | 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 内容   | <p>基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域（以下、この表内で「区域」という。）ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保方策等について定める計画</p> <p><b>【記載事項（必須）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区域の設定</li> <li>○区域ごとの教育・保育のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期</li> <li>○区域ごとの地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期</li> <li>○教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容</li> </ul> <p><b>【記載事項（任意）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項</li> <li>○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項</li> <li>○ワークライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項</li> </ul> | <p>18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画</p> <p><b>【記載事項】</b></p> <p>次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期と、これにより達成しようとする目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における子育ての支援</li> <li>○母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</li> <li>○子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</li> <li>○子育てを支援する生活環境の整備</li> <li>○職業生活と家庭生活との両立の推進等</li> <li>○子ども等の安全の確保</li> <li>○要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進</li> </ul> |

## (2) 諸計画との整合

本計画は、まちづくりの基本となる「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、「袖ヶ浦市地域福祉計画」等、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援に関する事項を定める関連計画等と整合性を図って策定するものです。



## 3 計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

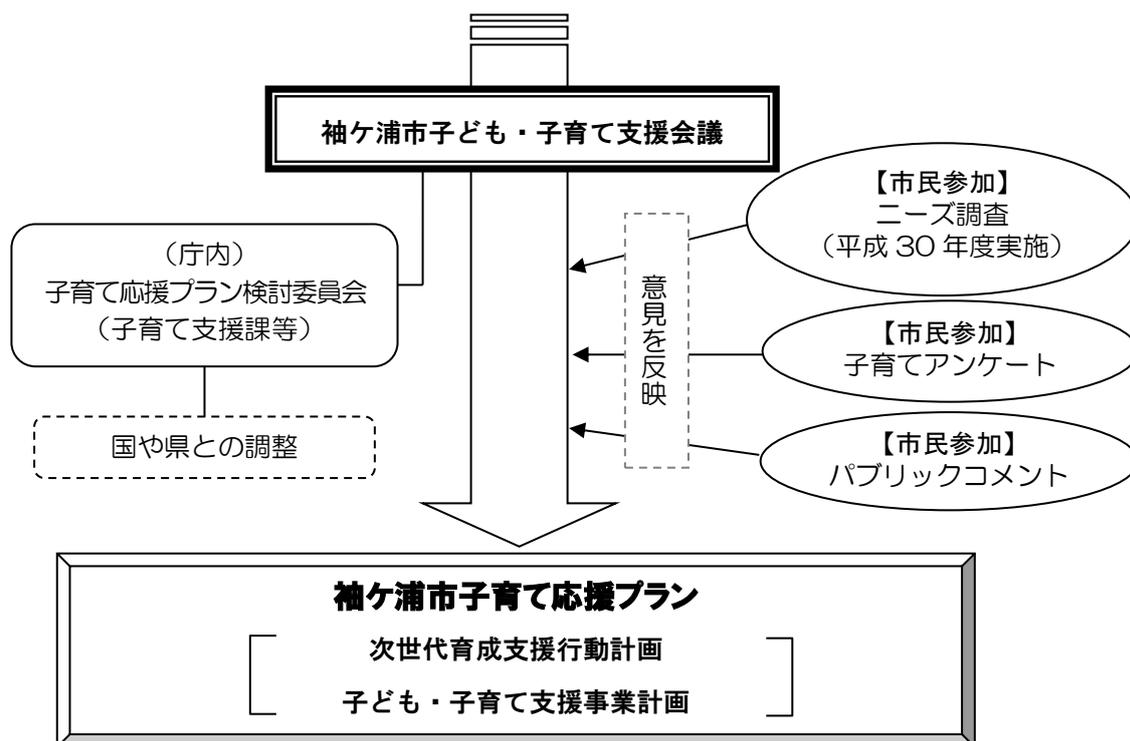
|                  | 平成 27 年度<br>～令和元年度 | 令和<br>2 年度 | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 | 令和<br>6 年度 |
|------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 袖ヶ浦市<br>子育て応援プラン | 前期計画<br>→          | → 今期計画     |            |            |            |            |

## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域の子ども・子育て分野に関わる委員で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」における議論を中心に行います。

また、袖ヶ浦市子育て支援課を中心に、国や県との調整を行いつつ、庁内の関係各課で検討及び協議を行い、円滑な策定に向けて取り組みます。

さらに、市民の意見を計画に反映する手段として、パブリックコメントを実施します。

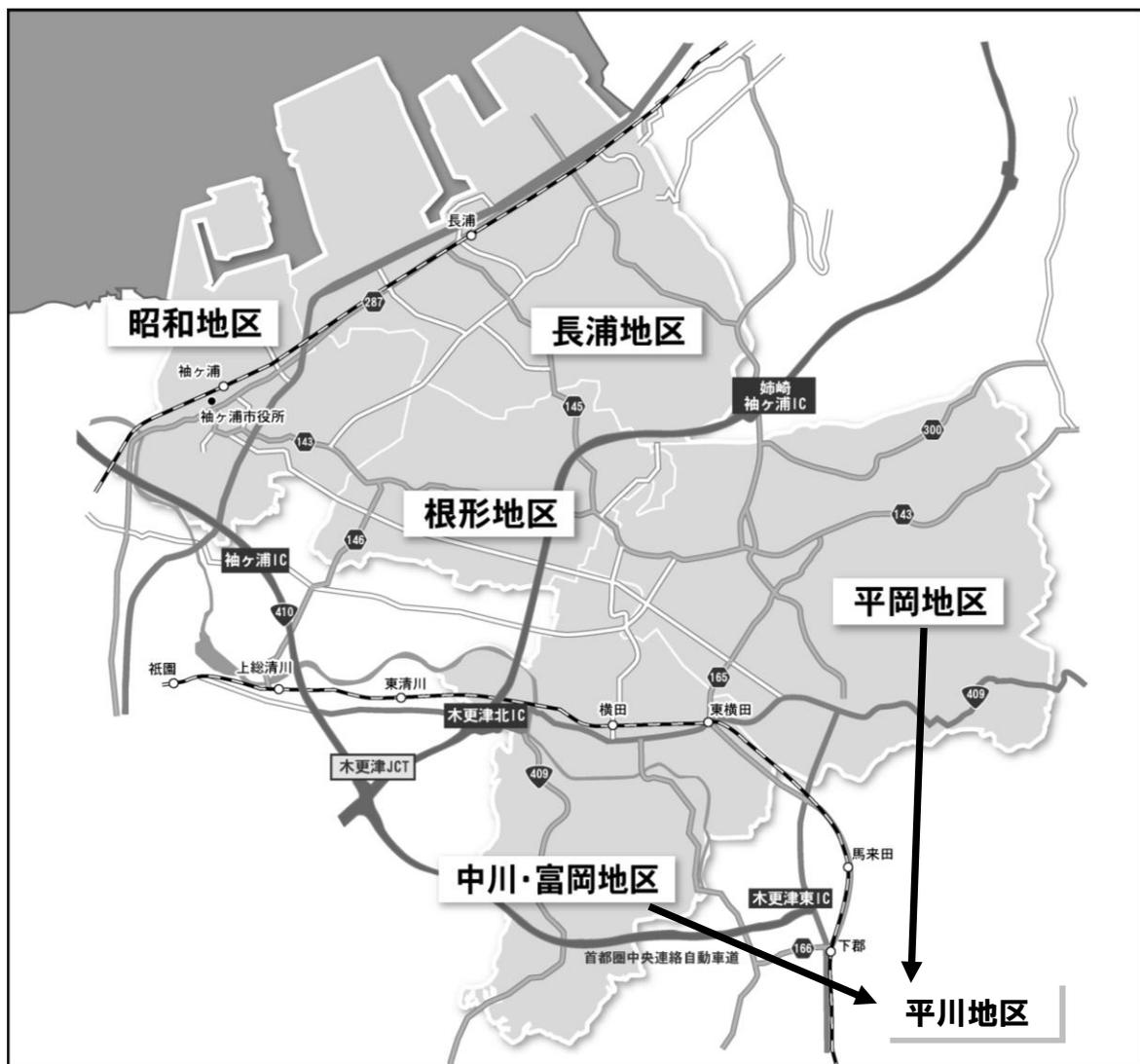


## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

### 1 市と地域の状況

袖ヶ浦市は、東京湾沿い、千葉県ほぼ中央に位置し、羽を拡げた蝶のような形をしています。東部は市原市、西部は木更津市に接し、北部は鋸の歯のような形状で東京湾に臨んでいます。

本市の地域福祉計画をはじめとする多くの計画においては、市内を5地区（昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡地区）に分けて施策の展開を行っていますが、前期計画である「袖ヶ浦市子育て応援プラン」においては、人口や日常生活圏域、生活実態、教育・保育の施設の整備状況等から、「平岡地区」と「中川・富岡地区」を合わせて「平川地区」とし、全体を4地区として設定して教育・保育サービスの提供体制の整備を行ってきました。



## (1) 昭和地区

|               | 平成 26 年 | 平成 31 年 | ※      | 地区人口の<br>構成比 | 全市に<br>占める割合 |
|---------------|---------|---------|--------|--------------|--------------|
| 人口 (人)        | 16,168  | 18,792  | 2,624  | 100.0%       | 29.9%        |
| 0～14 歳        | 2,551   | 3,130   | 579    | 16.7%        | 36.3%        |
| うち、0～5 歳      | 1,091   | 1,473   | 382    | 7.8%         | 42.6%        |
| 15～64 歳       | 10,265  | 11,691  | 1,426  | 62.2%        | 31.2%        |
| 65 歳以上        | 3,352   | 3,971   | 619    | 21.1%        | 23.6%        |
| 世帯数 (世帯)      | 6,509   | 7,854   | 1,345  |              | 29.4%        |
| 1 世帯当たり人口 (人) | 2.48    | 2.39    | ▲ 0.09 |              |              |

※は平成31年から平成26年の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在：外国人は含まない。）

### ①地区の概況

昭和地区は、土地区画整理事業等により宅地化された福王台や神納などで人口が増加しています。また、袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業による宅地化に伴い、子育て世代等の転入・転居により人口が急増しています。

袖ヶ浦バスターミナルは川崎、横浜、羽田、品川、新宿に加え、東京、渋谷方面にも高速バスが運行したことにより、東京や神奈川方面への通勤通学者が増加しており、袖ヶ浦駅とともに、広域交通の結節機能を果たしています。

### ②施設の状況

地区内には、市民会館や総合運動場、中央図書館、海浜公園等の全市的施設が所在し、イベント時には活況を呈しています。

#### <児童関連施設>

| 名称                                      | 設置数 | 名称                            | 設置数 |
|-----------------------------------------|-----|-------------------------------|-----|
| 認可保育所 (園)                               | 2   | ファミリー・サポート・センター               | 1   |
| 認定こども園                                  | 1   | 小学校                           | 2   |
| 家庭的保育                                   | 1   | 中学校                           | 1   |
| 小規模保育                                   | 2   | 放課後児童クラブ                      | 5   |
| 地域子育て支援拠点施設 (そでがうらこども館)<br>※子育て支援センター含む | 1   | 子育て支援センター<br>(私立保育園及び認定こども園内) | 2   |
| 子どもの遊び場                                 | 2   | 高等学校                          | 1   |

- (近年の整備状況)
- ・平成30年4月：市内初となる幼保連携型認定こども園を開設
  - ・平成31年4月：昭和小学校の敷地内に放課後児童クラブ開設
  - ・令和元年9月：小規模保育事業所2箇所を開設

#### <文化・スポーツ等の施設>

| 名称       | 設置数 | 名称    | 設置数 |
|----------|-----|-------|-----|
| 市民会館     | 1   | 中央図書館 | 1   |
| 総合教育センター | 1   | 総合運動場 | 1   |
| 海浜公園 (県) | 1   |       |     |

## (2) 長浦地区

|               | 平成 26 年 | 平成 31 年 | ※       | 地区人口の<br>構成比 | 全市に<br>占める割合 |
|---------------|---------|---------|---------|--------------|--------------|
| 人口 (人)        | 26,923  | 26,983  | 60      | 100.0%       | 42.9%        |
| 0～14 歳        | 3,995   | 3,820   | ▲ 175   | 14.2%        | 44.3%        |
| うち、0～5 歳      | 1,473   | 1,440   | ▲ 33    | 5.3%         | 41.7%        |
| 15～64 歳       | 17,381  | 16,225  | ▲ 1,156 | 60.1%        | 43.3%        |
| 65 歳以上        | 5,547   | 6,938   | 1,391   | 25.7%        | 41.2%        |
| 世帯数 (世帯)      | 11,403  | 11,764  | 361     |              | 44.0%        |
| 1 世帯当たり人口 (人) | 2.36    | 2.29    | ▲ 0.07  |              |              |

※は平成31年から平成26年の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在：外国人は含まない。）

### ①地区の概況

蔵波台・長浦駅前の土地区画整理事業により整備された市街地が広がり、全市に占める割合が43%と最も人口の多い地域です。蔵波は小規模開発等で人口が増加傾向にあります。

平成通り沿いで沿道型店舗が立地するほか、長浦駅前線も駅前の大型スーパーなどの商業集積が進んでいます。

### ②施設の状況

地区内には蔵波小学校と長浦小学校の2小学校があり、長浦公民館・運動広場、長浦おかのうえ図書館、臨海スポーツセンター等の文化・スポーツ施設などが充実し、代宿には市内で唯一の児童館があります。

#### <児童関連施設>

| 名称                  | 設置数 | 名称       | 設置数 |
|---------------------|-----|----------|-----|
| 認可保育所 (園)           | 4   | 子どもの遊び場  | 4   |
| 幼稚園                 | 2   | 小学校      | 2   |
| 小規模保育               | 1   | 中学校      | 2   |
| 事業所内保育施設 (認可1・認可外3) | 4   | 放課後児童クラブ | 7   |
| 子育て支援センター (私立保育園内)  | 3   | 児童館      | 1   |

- (近年の整備状況)
- ・平成28年1月：小規模保育事業所1箇所を開設
  - ・平成29年12月：認可保育所1箇所を開設
  - ・平成30年4月：認可事業所内保育事業所を開設

#### <文化・スポーツ等の施設>

| 名称         | 設置数 | 名称    | 設置数 |
|------------|-----|-------|-----|
| 臨海スポーツセンター | 1   | 長浦公民館 | 1   |
| 長浦おかのうえ図書館 | 1   | 今井野球場 | 1   |
| 運動広場       | 1   |       |     |

### (3) 根形地区

|               | 平成 26 年 | 平成 31 年 | ※      | 地区人口の<br>構成比 | 全市に<br>占める割合 |
|---------------|---------|---------|--------|--------------|--------------|
| 人口 (人)        | 6,086   | 5,849   | ▲ 237  | 100.0%       | 9.3%         |
| 0～14 歳        | 663     | 627     | ▲ 36   | 10.7%        | 7.3%         |
| うち、0～5 歳      | 247     | 201     | ▲ 46   | 3.4%         | 5.8%         |
| 15～64 歳       | 3,950   | 3,418   | ▲ 532  | 58.4%        | 9.1%         |
| 65 歳以上        | 1,473   | 1,804   | 331    | 30.8%        | 10.7%        |
| 世帯数 (世帯)      | 2,312   | 2,386   | 74     |              | 8.9%         |
| 1 世帯当たり人口 (人) | 2.63    | 2.45    | ▲ 0.18 |              |              |

※は平成31年から平成26年の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在：外国人は含まない。）

#### ①地区の概況

根形地区は浮戸川沿いに広がる水田地帯、(県)南総昭和線北側に連なる斜面林、その北側の畑地により形成される緑豊かな地域であり、市街化調整区域においては県道沿いに集落が形成されています。地区東部ののぞみ野には人口が定着しており、新旧の市街地や集落地が共存する地域となっています。

また、文化財に指定されている「山野貝塚」「飽富神社」「飽富神社の筒粥」など、歴史的な要素が多い地域となっています。

#### ②施設の状況

地区内には、袖ヶ浦公園や郷土博物館、老人福祉会館、健康づくり支援センターなど全市民的な施設が整備され、袖ヶ浦公園に隣接する農畜産物直売所「ゆりの里」も盛況です。

#### <児童関連施設>

| 名称       | 設置数 | 名称       | 設置数 |
|----------|-----|----------|-----|
| 認可保育所(園) | 1   | 中学校      | 1   |
| 子どもの遊び場  | 5   | 放課後児童クラブ | 1   |
| 小学校      | 1   |          |     |

(近年の整備状況) ・平成31年4月：根形小学校の敷地内に放課後児童クラブを開設

#### <文化・スポーツ等の施設>

| 名称          | 設置数 | 名称          | 設置数 |
|-------------|-----|-------------|-----|
| 袖ヶ浦公園       | 1   | 郷土博物館       | 1   |
| アクアラインなるほど館 | 1   | 健康づくり支援センター | 1   |
| 老人福祉会館      | 1   | 根形公民館・運動広場  | 1   |
| のぞみ野サッカー場   | 1   | 社会福祉センター    | 1   |

#### (4) 平川地区

|               | 平成 26 年 | 平成 31 年 | ※      | 地区人口の<br>構成比 | 全市に<br>占める割合 |
|---------------|---------|---------|--------|--------------|--------------|
| 人口 (人)        | 12,132  | 11,293  | ▲ 839  | 100.0%       | 17.9%        |
| 0～14 歳        | 1,227   | 1,041   | ▲ 186  | 9.2%         | 12.1%        |
| うち、0～5 歳      | 386     | 341     | ▲ 45   | 3.0%         | 9.9%         |
| 15～64 歳       | 7,102   | 6,119   | ▲ 983  | 54.2%        | 16.3%        |
| 65 歳以上        | 3,803   | 4,133   | 330    | 36.6%        | 24.5%        |
| 世帯数 (世帯)      | 4,620   | 4,720   | 100    |              | 17.7%        |
| 1 世帯当たり人口 (人) | 2.63    | 2.39    | ▲ 0.24 |              |              |

※は平成31年から平成26年の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在：外国人は含まない。）

#### ①地区の概況

##### 【平岡地区】

地区の人口は、野里、上泉、三箇、川原井等に分散しています。東関東自動車道のインターが近く、東京ドイツ村などの民間資本によるレジャー施設が立地しています。

##### 【中川・富岡地区】

地区は、横田、百目木などの「中川地区」と滝の口、吉野田などの「富岡地区」から形成されていますが、地区の人口の約56%が横田に集中しています。東横田駅周辺及び国道409号沿いには、沿道型商業施設が立地しています。

平川地区全体では、人口が減少しており、高齢化が進行しています。

#### ②施設の状況

地区内には、平川公民館、平岡公民館等があります。また、百目木公園は、各種のスポーツができる公園として親しまれています。

##### <児童関連施設>

| 名称        | 設置数 | 名称       | 設置数 |
|-----------|-----|----------|-----|
| 認可保育所 (園) | 2   | 中学校      | 1   |
| 幼稚園       | 1   | 放課後児童クラブ | 2   |
| 子どもの遊び場   | 16  | 児童養護施設   | 1   |
| 小学校       | 3   |          |     |

(近年の整備状況) ・平成31年4月：今井幼稚園を中川幼稚園に統合し、市立幼稚園を1園化

##### <文化・スポーツ等の施設>

| 名称        | 設置数 | 名称            | 設置数 |
|-----------|-----|---------------|-----|
| 百目木公園     | 1   | 平川公民館・平岡公民館   | 2   |
| 平川公民館富岡分館 | 1   | 平川図書館         | 1   |
| 運動広場      | 2   | 東京ドイツ村 (民間施設) | 1   |

## 2 子ども・子育て家庭の状況

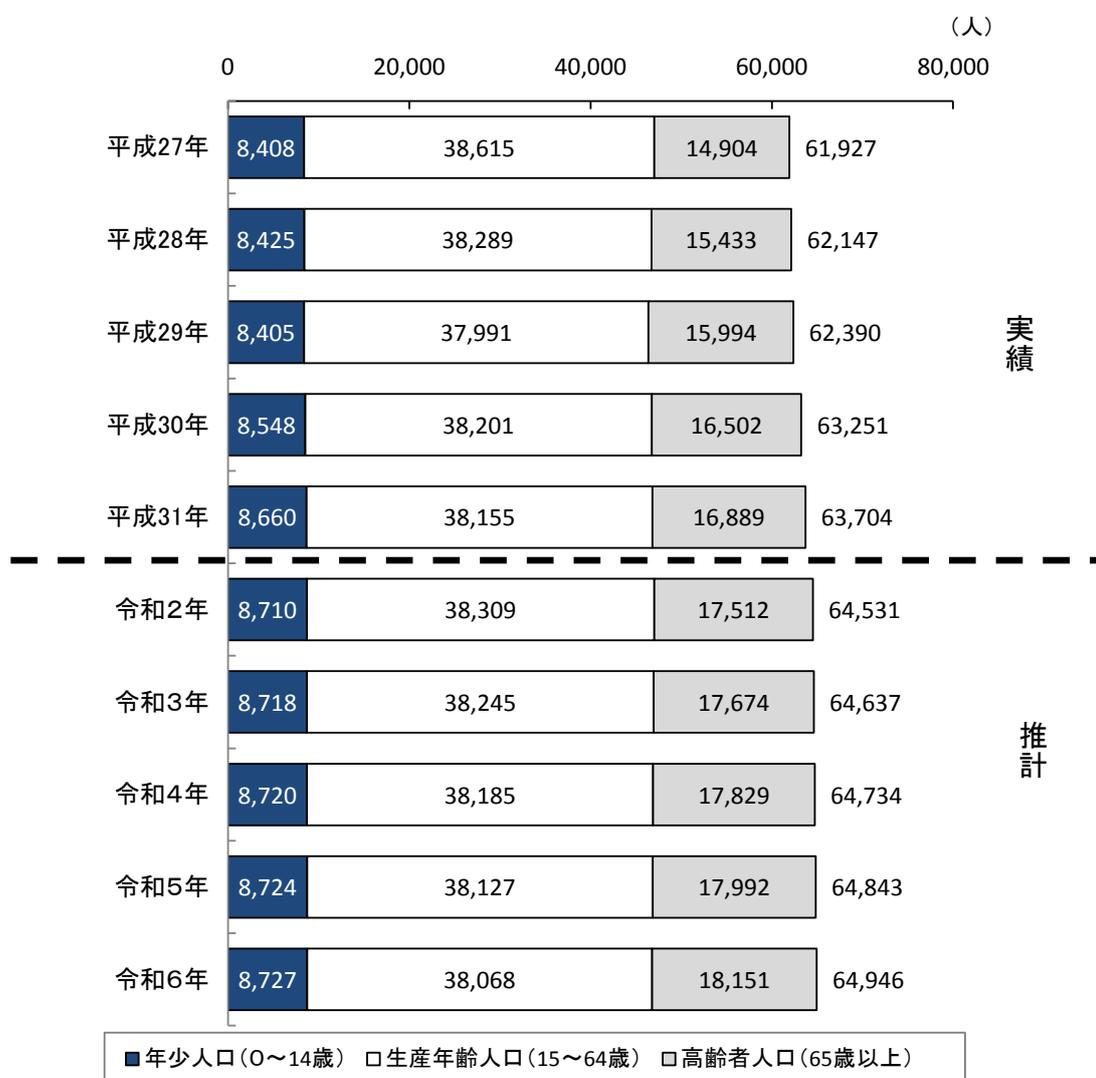
### (1) 人口の動向

#### ①年齢3区分人口の推移と今後の推計

平成31年4月1日時点の人口総数は63,704人で、一貫して増加傾向で推移を続けています。今後の推計においては昭和地区の土地区画整理事業及び長浦地区（蔵波地区）の小規模開発に伴う社会増を見込み、令和6年には64,945人となることが予想されています。

65歳以上の高齢者人口は今後も増加が見込まれ、令和6年の推計では18,151人と市の人口の約28%を占めることが見込まれている一方、0～14歳の年少人口は、社会増の見込みを合わせても、8,700人を超えた辺りで推移することが見込まれます。

年齢3区分人口の推移と今後の推計



資料：平成27年～平成31年：住民基本台帳（各年4月1日）

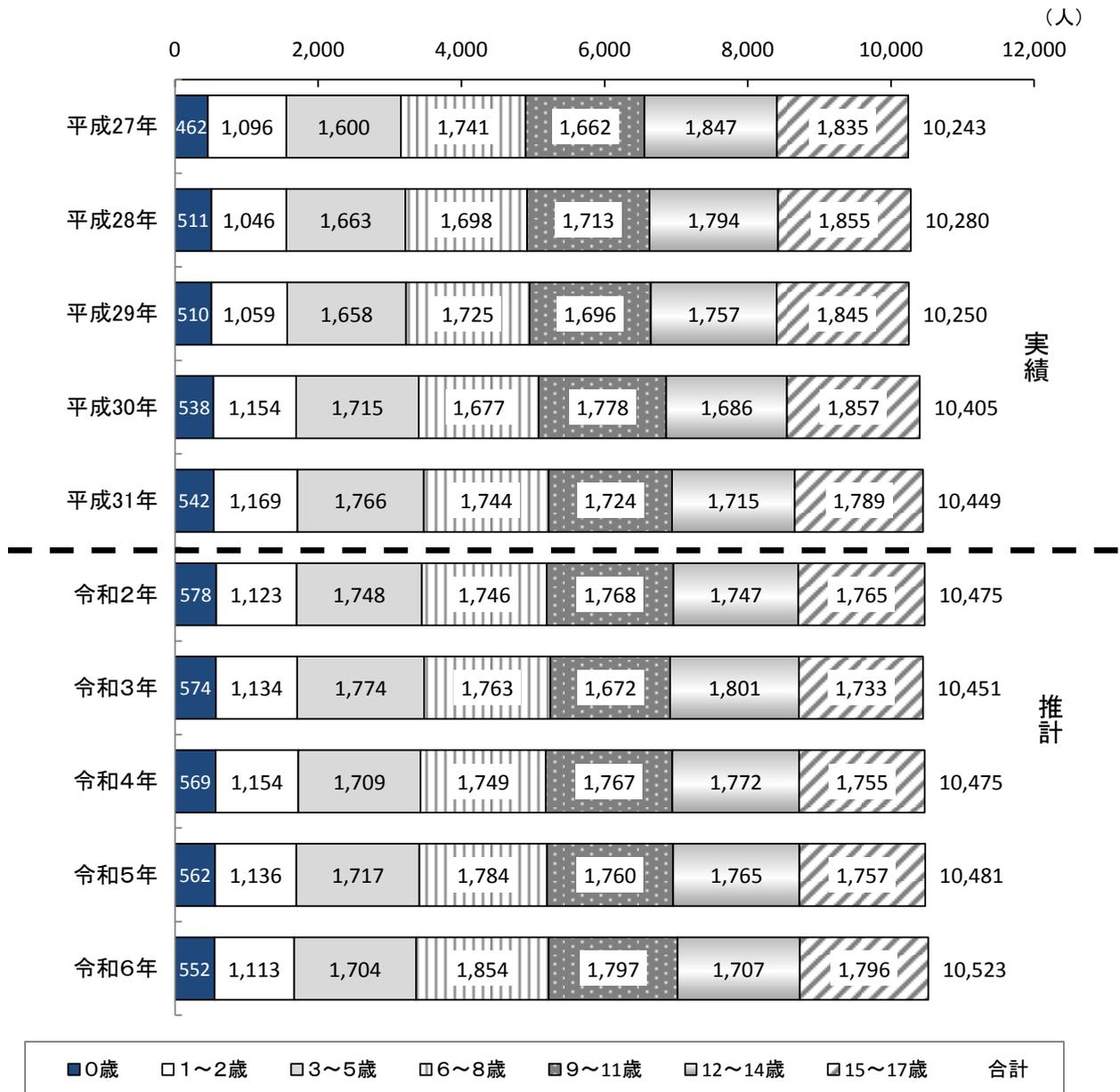
令和2年～令和6年：袖ヶ浦市総合計画の基本構想に示す将来の目標人口より推計

## ②18歳未満人口の推移と今後の推計

18歳未満人口は、主に0～5歳の未就学児が増加傾向で推移しています。平成31年4月1日時点では10,449人となり、平成27年と比較すると206人増加しています。

今後の推計においては、子育て世代の転入に伴う社会増・自然増が見込まれるものの、微増にとどまることが予想されます。

18歳未満人口の推移と今後の推計



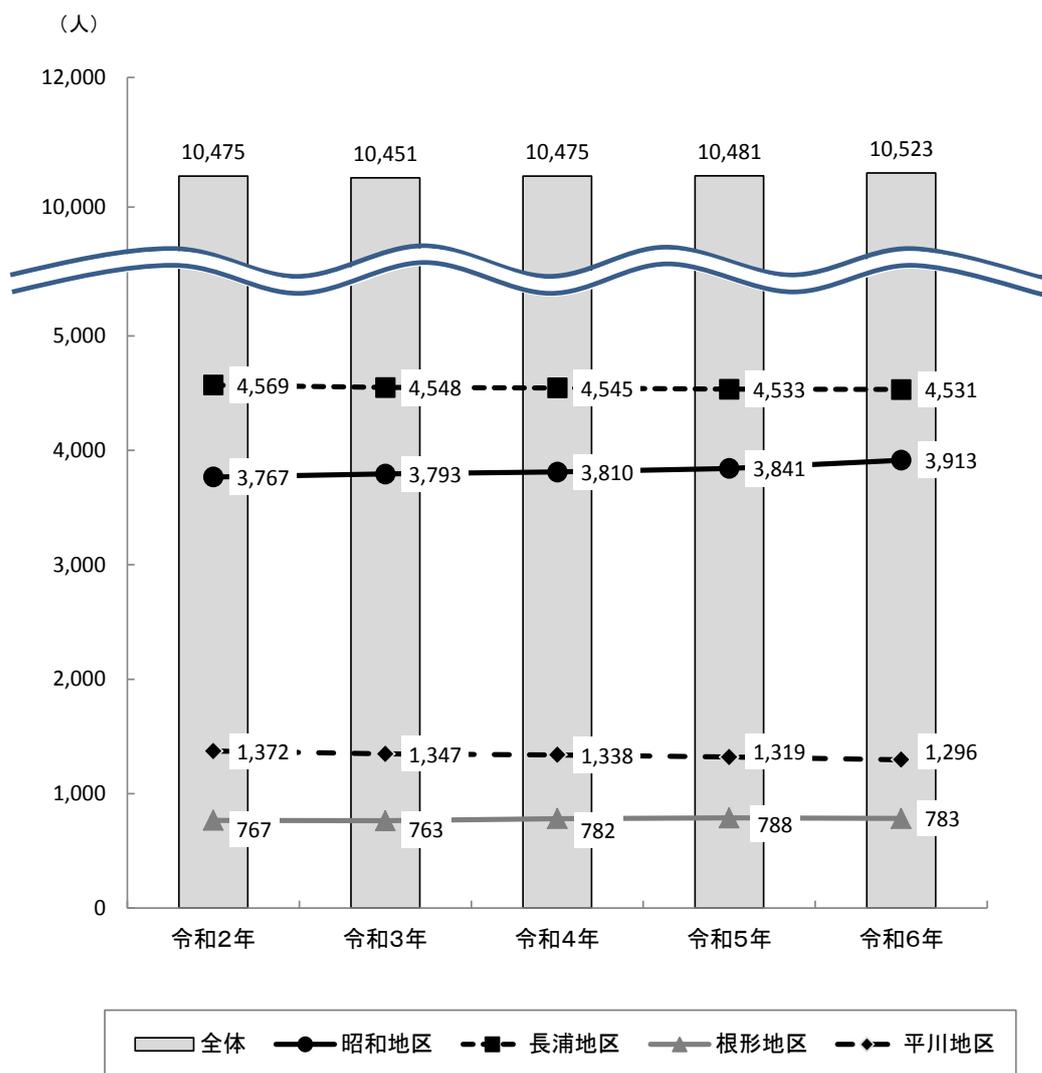
資料：平成27年～平成31年：住民基本台帳（各年4月1日）

令和2年～令和6年：袖ヶ浦市総合計画の基本構想に示す将来の目標人口を基に各歳に案分して算出

### ③18歳未満人口の地区別推計

18歳未満人口の地区別推計をみると、昭和地区では土地区画整理事業により社会増・自然増が見込まれるものの、根形地区ではほぼ横ばい、また、長浦地区、平川地区では減少傾向で推移していくことが予想されます。

#### 18歳未満人口の地区別推計



資料：平成27年～平成31年：住民基本台帳（各年4月1日）

令和2年～令和6年：袖ヶ浦市総合計画の基本構想に示す将来の目標人口を基に各歳に案分して算出

## (2) 世帯の状況

### ① 家族類型別世帯及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査をみると、世帯数は増加傾向で推移している一方、1世帯当たり人員は減少傾向で推移しています。

平成27年の核家族世帯は14,520世帯と、市内の一般世帯総数の6割以上を核家族が占めているなど、核家族化が進行していることがうかがえます。

また、6歳未満親族のいる世帯及び18歳未満親族のいる世帯の核家族世帯が占める割合は、いずれも8割を超えており、特にこの傾向が強くみられます。

#### 家庭類型の全体像、世帯数（1世帯当たり人員）の推移

単位：世帯、人

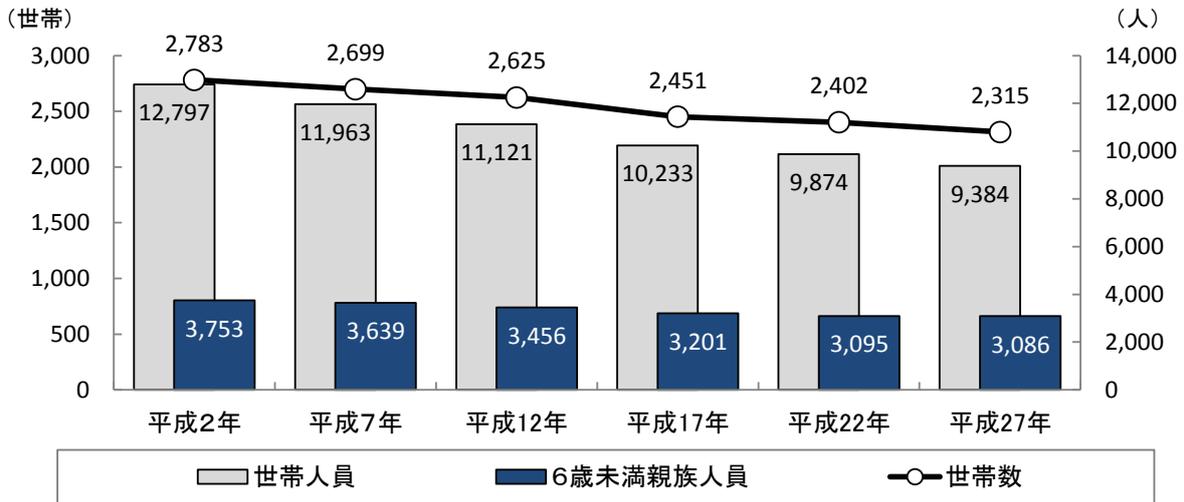
|                      | 平成12年            | 平成17年            | 平成22年            | 平成27年            | 6歳未満<br>親族のいる世帯<br>(平成27年) | 18歳未満<br>親族のいる世帯<br>(平成27年) |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 一般世帯総数<br>(1世帯当たり人員) | 18,639<br>(3.07) | 19,732<br>(2.91) | 21,335<br>(2.75) | 22,545<br>(2.62) | 2,315                      | 5,855                       |
| A 親族世帯               | 15,398           | 15,965           | 16,473           | 16,962           | 2,309                      | 5,830                       |
| I 核家族世帯              | 12,105           | 12,817           | 13,525           | 14,520           | 2,024                      | 4,887                       |
| II その他の親族世帯          | 3,293            | 3,148            | 2,948            | 2,442            | 285                        | 943                         |
| B 非親族世帯              | 81               | 82               | 206              | 211              | 6                          | 19                          |
| C 単独世帯               | 3,160            | 3,685            | 4,655            | 5,354            | -                          | 6                           |

資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

## ② 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

平成27年の6歳未満親族のいる世帯数は2,315世帯で、世帯人員は9,384人、1世帯当たり4.05人となっています。また、6歳未満親族人員は3,086人で1世帯当たりの6歳未満人数は、1.33人となっています。

6歳未満親族のいる一般世帯の推移

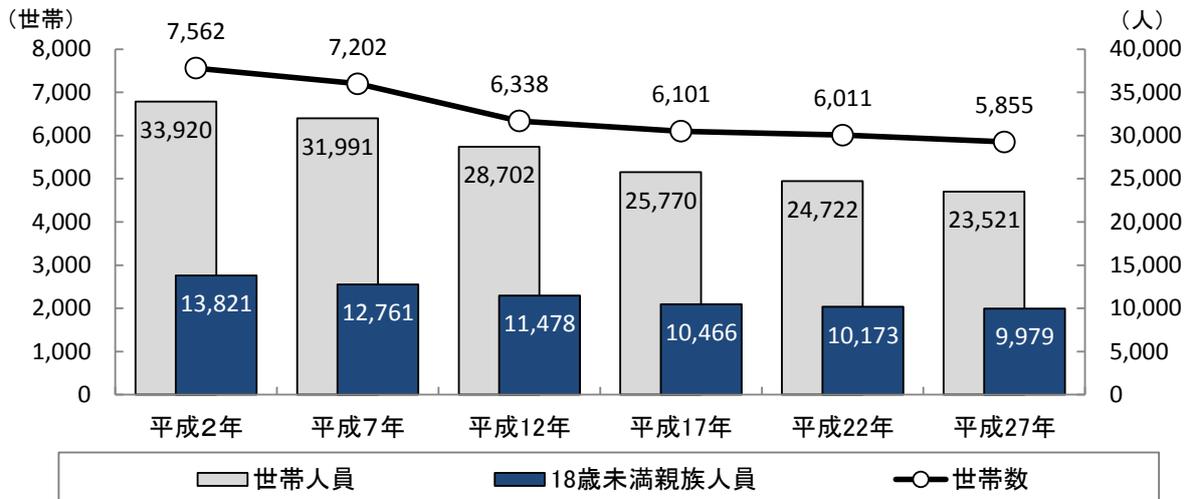


資料：国勢調査（各年10月1日）

## ③ 18歳未満親族のいる一般世帯の推移

平成27年の18歳未満親族のいる世帯数は5,855世帯で、世帯人員は23,521人、1世帯当たり4.02人となっています。また、18歳未満親族人員は9,979人で1世帯当たりの18歳未満人数は、1.70人となっています。

18歳未満親族のいる一般世帯の推移



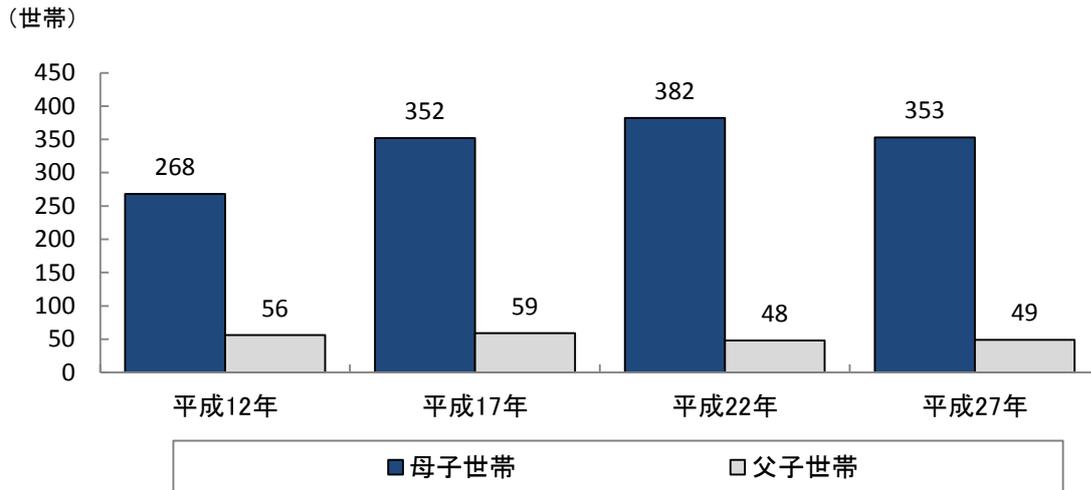
資料：国勢調査（各年10月1日）

#### ④母子世帯・父子世帯の推移

母子世帯数をみると、平成12年以降は増加傾向にあり、平成27年の母子世帯数は353世帯と、平成22年に比べて減少がみられるものの、平成12年と比較すると85世帯増加しています。

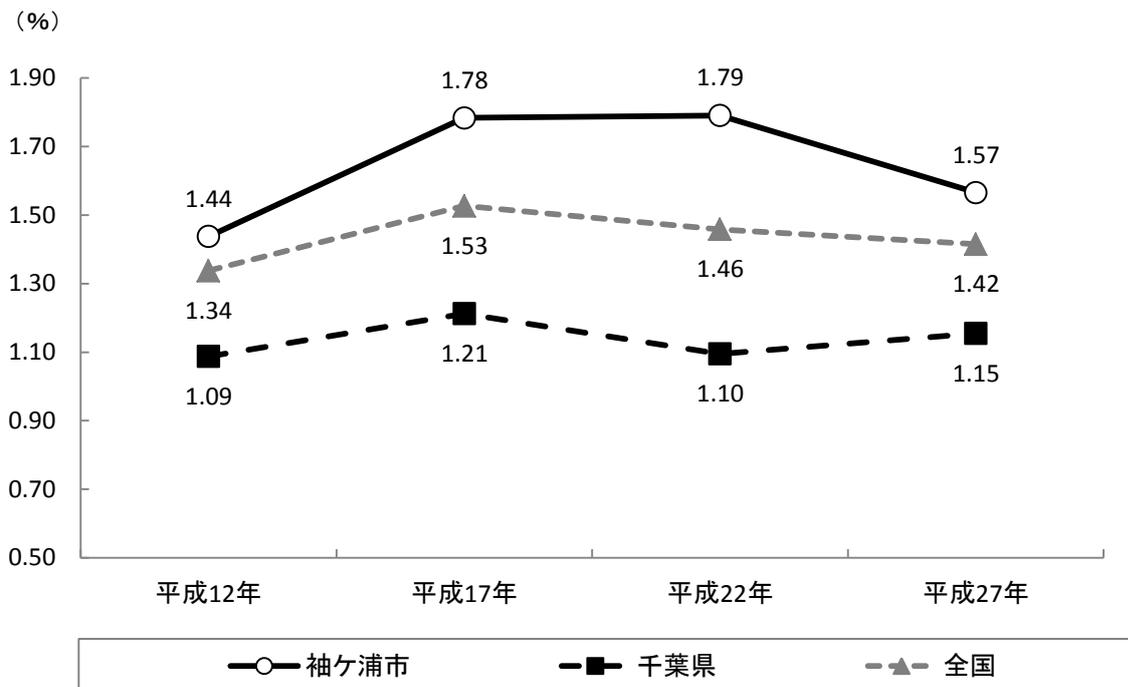
また、一般世帯に対する母子世帯の割合の推移をみると、本市は千葉県及び全国より高い水準で推移しています。

母子世帯・父子世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

一般世帯に対する母子世帯の割合の推移

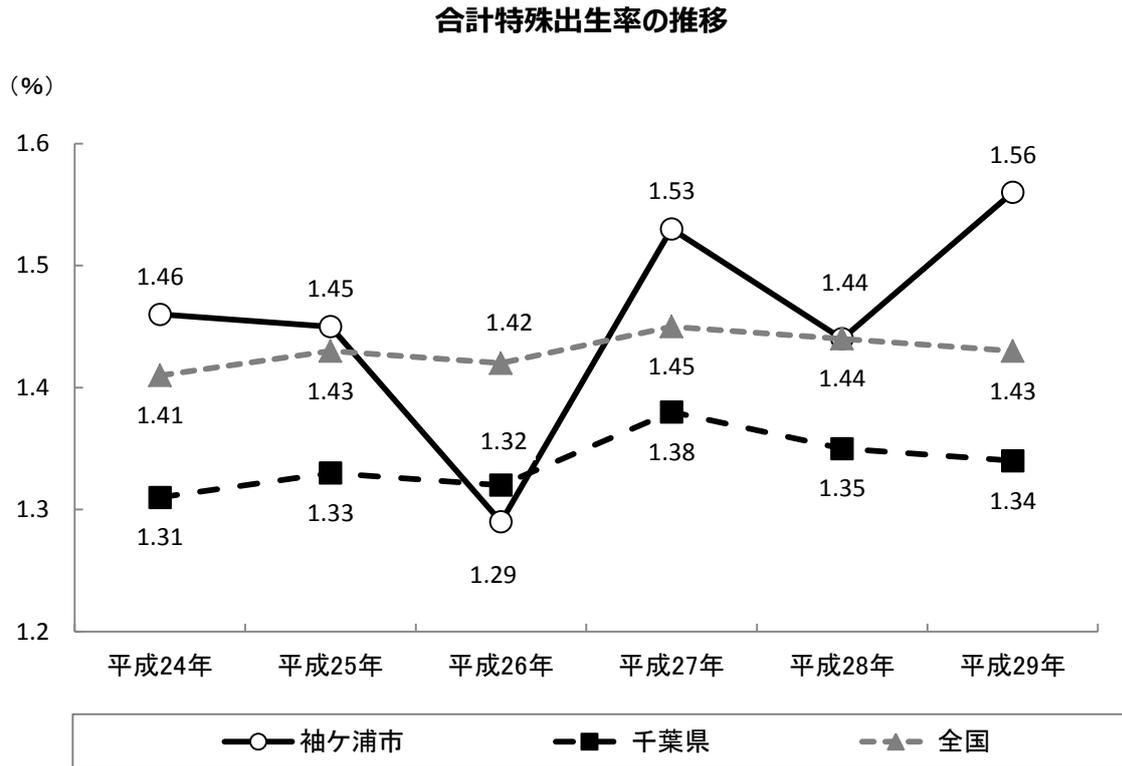


資料：国勢調査（各年10月1日）

### (3) 出生の状況

#### ① 合計特殊出生率の推移

15歳から49歳までの女性1人当たりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率の推移をみると、年によるばらつきは大きいものの、おおむね千葉県及び全国より高い水準で推移しています。



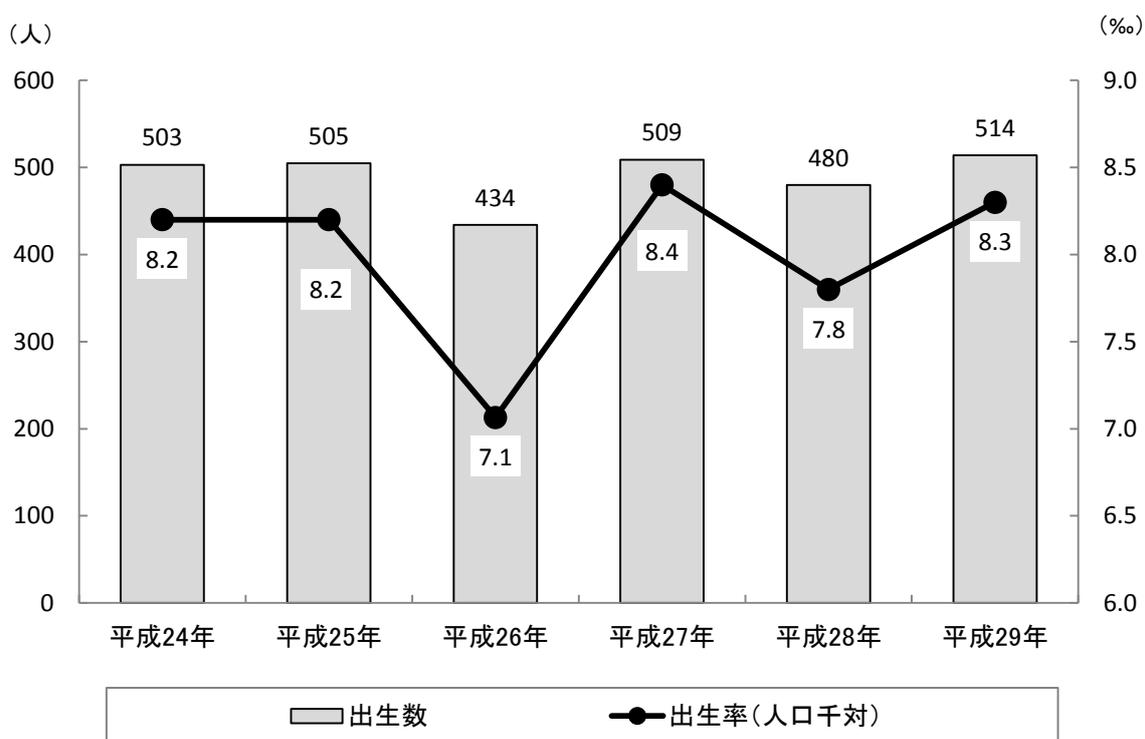
資料：千葉県健康福祉指導課（袖ヶ浦市の数値は人口動態調査による出生数と住民基本台帳人口要覧）

## ②出生数、出生率の推移

出生数は、平成26年を除くとおおむね500人前後で推移しており、平成29年は514人となっています。

出生率も平成26年に7.1%となったものの、おおむね8%前後で推移しています。

出生数、出生率（人口千対）の推移



資料：千葉県衛生統計年報

## (4) 母子保健の状況

### ①母子手帳発行件数の推移

母子手帳の発行件数は、平成30年には504人となっており、ここ3年間は500人を上回って推移しています。

母子手帳発行件数の推移

|             | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 母子手帳発行件数（件） | 526     | 564     | 504     |

資料：袖ヶ浦市健康推進課

### ②低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移

2,500g未満の低出生体重児は、平成29年には65人となっており、ここ3年間の出生児に占める低出生体重児の割合は、増加傾向を示しています。

低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移

|              | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 低出生体重児数（人）   | 53      | 41      | 58      | 65      | 67      |
| 低出生体重児の割合（％） | 10.5    | 9.4     | 11.4    | 13.5    | 13.0    |

資料：千葉県衛生統計年報

### ③死産数、死産率の推移

妊娠満12週以後の死産数は、15人前後で推移しており、死産率は千葉県及び全国より若干高い水準となっています。

死産数、死産率（出産千対）の推移

|        |      | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
|--------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 死産数（人） |      | 12      | 17      | 13      | 15      | 14      |
| 死産率（‰） | 袖ヶ浦市 | 23.2    | 37.7    | 24.9    | 30.3    | 26.5    |
|        | 千葉県  | 22.9    | 23.8    | 22.9    | 21.6    | 22.1    |
|        | 全国   | 22.9    | 22.9    | 22.0    | 21.0    | 21.1    |

資料：人口動態統計、千葉県衛生統計年報

#### ④ 1歳6か月児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

1歳6か月児健康診査の受診率は、90%を上回って推移しており、平成30年度で98.8%となっています。

また、受診を受けた児童のうち、むし歯のある者の割合は平成30年度で0.5%となっています。

##### 1歳6か月児健康診査における受診状況とむし歯のある者の割合の推移

|               | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 該当者数（人）       | 539    | 510    | 530    | 528    | 572    |
| 受診者数（人）       | 518    | 465    | 513    | 492    | 565    |
| 受診率（%）        | 96.1   | 91.2   | 96.8   | 93.2   | 98.8   |
| むし歯のある者の割合（%） | 1.7    | 0.9    | 1.8    | 1.0    | 0.5    |

資料：袖ヶ浦市健康推進課

#### ⑤ 3歳児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

3歳児健康診査の受診率は、90%前後で推移しており、平成30年度で92.7%となっています。

また、受診を受けた児童のうち、むし歯のある者の割合は減少傾向で推移しており、平成30年度には13.7%と、平成26年度と比べて7.1ポイント低下しています。

##### 3歳児健康診査における受診状況とむし歯のある者の割合の推移

|               | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 該当者数（人）       | 545    | 531    | 568    | 520    | 590    |
| 受診者数（人）       | 501    | 470    | 533    | 479    | 547    |
| 受診率（%）        | 91.9   | 88.5   | 94.0   | 92.1   | 92.7   |
| むし歯のある者の割合（%） | 20.8   | 15.3   | 14.3   | 10.6   | 13.7   |

資料：袖ヶ浦市健康推進課

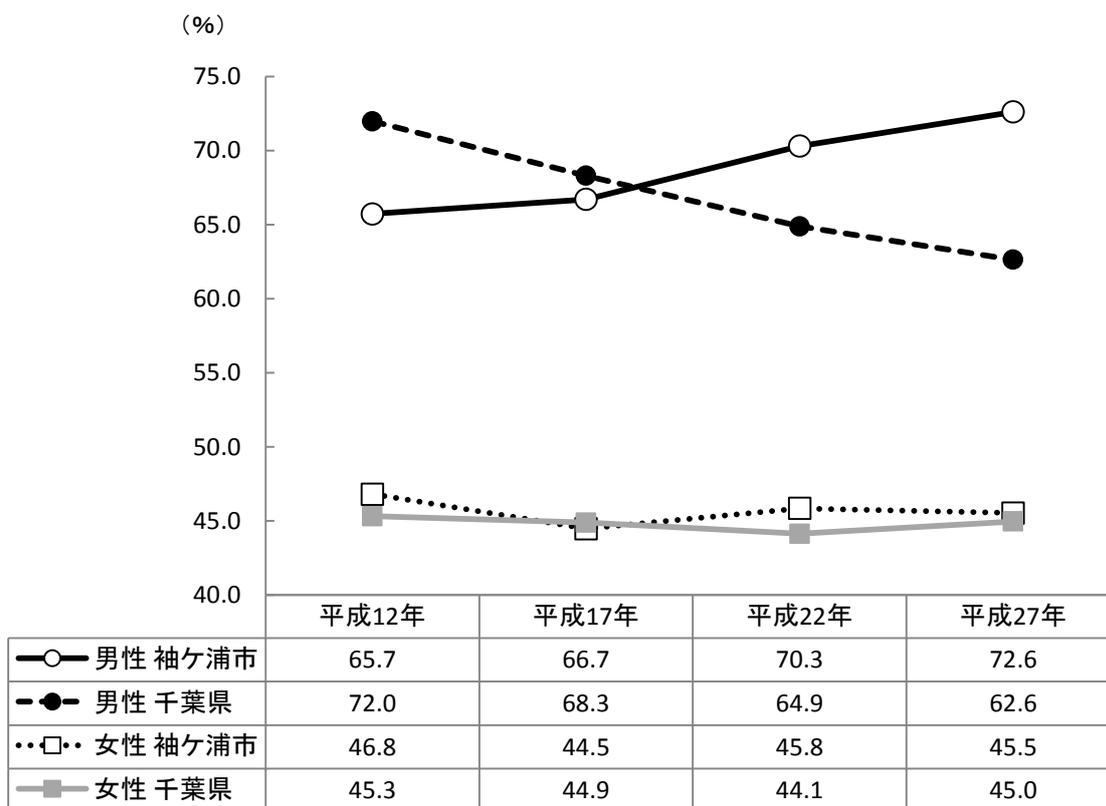
## (5) 就労の状況

### ①男女別就業率の推移

平成12年以降の男性の就業率は増加傾向にあり、平成22年以降は千葉県を上回って推移しています。

女性の就業率は、千葉県と同水準の45%前後で推移しています。

男女別就業率の推移

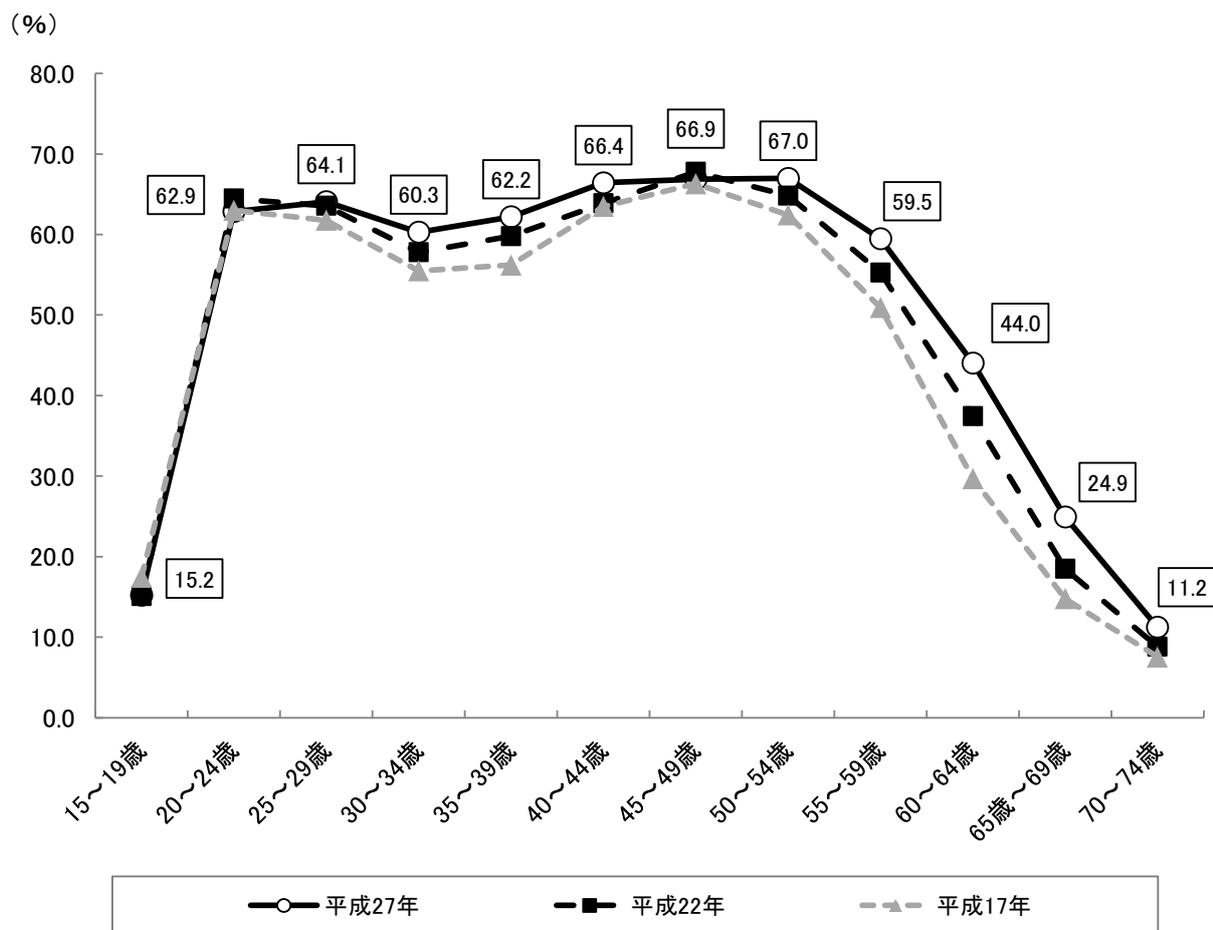


資料：国勢調査から算出

## ②女性の年齢階層別就業率

年齢階層別に女性の就業率をみると、平成17年にはみられた、結婚・出産・子育て期に就業率は減少し、その後、子育てが終わった時期にかけて再び増加する、いわゆるM字カーブと言われる状況は、徐々にカーブが緩くなっています。

女性の年齢階層別就業率の推移



(注) グラフ中のデータは平成27年のみ掲載

資料：国勢調査から算出

### 3 地域における子育て支援事業の利用状況

#### (1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況の推移は次のとおりです。

##### ①幼稚園の利用状況

市内には公立幼稚園1箇所、私立幼稚園2箇所の、計3箇所の幼稚園があります。

昭和地区、平川地区では、園児数が減少傾向で推移しており、利用状況や施設の老朽化に伴い、平成31年4月に昭和地区の市立今井幼稚園は平川地区の市立中川幼稚園と統合しています。

一方で、長浦地区の入所率は70%から80%台で推移しており、微増傾向にあります。

幼稚園の設置数・定員数・園児数

| 地区 | 区分  | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----|-----|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 昭和 | 設置数 | 箇所 | 1      | 1      | 1      | 1      | 0      |
|    | 定員数 | 人  | 210    | 210    | 210    | 210    | —      |
|    | 園児数 | 人  | 175    | 157    | 153    | 126    | —      |
|    | 入所率 | %  | 83.3   | 74.8   | 72.9   | 60.0   | —      |
| 長浦 | 設置数 | 箇所 | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
|    | 定員数 | 人  | 540    | 540    | 540    | 540    | 540    |
|    | 園児数 | 人  | 411    | 411    | 432    | 417    | 444    |
|    | 入所率 | %  | 76.1   | 76.1   | 80.0   | 77.2   | 82.2   |
| 平川 | 設置数 | 箇所 | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
|    | 定員数 | 人  | 210    | 210    | 210    | 210    | 210    |
|    | 園児数 | 人  | 80     | 74     | 77     | 71     | 134    |
|    | 入所率 | %  | 38.1   | 35.2   | 36.7   | 33.8   | 63.8   |
| 全体 | 設置数 | 箇所 | 4      | 4      | 4      | 4      | 3      |
|    | 定員数 | 人  | 960    | 960    | 960    | 960    | 750    |
|    | 園児数 | 人  | 666    | 642    | 662    | 614    | 578    |
|    | 入所率 | %  | 69.4   | 66.875 | 69.0   | 64.0   | 77.1   |

(注) 各年度5月1日現在  
市外からの受託児童を含む。

## ②保育所（園）の利用状況

平成29年12月に私立保育園が1箇所開設しており、現在、市内に設置されている保育所（園）は、公立保育所5箇所、私立保育園5箇所の、計10箇所となっています。

根形地区、平川地区では、入所率は100%を下回っていますが、昭和地区、長浦地区では、園児数が定員数を上回る状態が続いています。

保育所（園）の設置数・定員数・園児数

| 地区 | 区分  | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----|-----|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 昭和 | 設置数 | 箇所 | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      |
|    | 定員数 | 人  | 330    | 330    | 330    | 330    | 330    |
|    | 園児数 | 人  | 315    | 364    | 372    | 388    | 384    |
|    | 入所率 | %  | 95.5   | 110.3  | 112.7  | 117.6  | 116.4  |
| 長浦 | 設置数 | 箇所 | 3      | 3      | 3      | 4      | 4      |
|    | 定員数 | 人  | 370    | 370    | 400    | 490    | 490    |
|    | 園児数 | 人  | 410    | 410    | 432    | 498    | 530    |
|    | 入所率 | %  | 110.8  | 110.8  | 108.0  | 101.6  | 108.2  |
| 根形 | 設置数 | 箇所 | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
|    | 定員数 | 人  | 120    | 120    | 120    | 120    | 120    |
|    | 園児数 | 人  | 109    | 101    | 106    | 107    | 93     |
|    | 入所率 | %  | 90.8   | 84.2   | 88.3   | 89.2   | 77.5   |
| 平川 | 設置数 | 箇所 | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
|    | 定員数 | 人  | 180    | 180    | 180    | 180    | 180    |
|    | 園児数 | 人  | 147    | 143    | 142    | 144    | 142    |
|    | 入所率 | %  | 81.7   | 79.4   | 78.9   | 80.0   | 78.9   |
| 全体 | 設置数 | 箇所 | 9      | 9      | 9      | 10     | 10     |
|    | 定員数 | 人  | 1,000  | 1,000  | 1,030  | 1,120  | 1,120  |
|    | 園児数 | 人  | 981    | 1,018  | 1,052  | 1,137  | 1,149  |
|    | 入所率 | %  | 98.1   | 101.8  | 102.1  | 101.5  | 102.6  |

(注) 各年度4月1日現在  
市外からの受託児童を含む。

### ③認定こども園の利用状況

認定こども園は、幼稚園の機能と保育所（園）の機能を併せ持つ施設で、本市では、平成30年度に昭和地区に1箇所設置されています。

平成31年度は、2号認定・3号認定及び1号認定とも、園児数が大幅に増加しています。

認定こども園の設置数・定員数・園児数

| 地区     | 区分  | 単位          | 平成30年度 | 平成31年度 |      |
|--------|-----|-------------|--------|--------|------|
| 昭和     | 設置数 | 箇所          | 1      | 1      |      |
|        | 定員数 | (2号認定・3号認定) | 人      | 150    | 150  |
|        |     | (1号認定)      | 人      | 90     | 90   |
|        | 園児数 | (2号認定・3号認定) | 人      | 96     | 139  |
|        |     | (1号認定)      | 人      | 48     | 68   |
|        | 入所率 | (2号認定・3号認定) | %      | 64.0   | 89.3 |
| (1号認定) |     | %           | 53.3   | 74.4   |      |

(注) 各年度4月1日現在  
市外からの受託児童を含む。

### ④地域型保育施設の利用状況

地域型保育施設とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するために、認可保育所（原則20名以上）より少人数の単位で、0歳から2歳児までの子どもを預かる施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）です。

本市では、昭和地区に3箇所、長浦地区に2箇所設置されており、このうち、昭和地区の2施設については、令和元年9月から新たに開園しています。

地域型保育施設の設置数・定員数・園児数

| 地区 | 区分  | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----|-----|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 昭和 | 設置数 | 箇所 | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
|    | 定員数 | 人  | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      |
|    | 児童数 | 人  | 3      | 4      | 4      | 5      | 5      |
|    | 入所率 | %  | 60.0   | 80.0   | 80.0   | 100.0  | 100.0  |
| 長浦 | 設置数 | 箇所 | 0      | 1      | 1      | 2      | 2      |
|    | 定員数 | 人  | —      | 19     | 19     | 39     | 39     |
|    | 児童数 | 人  | —      | 10     | 17     | 27     | 34     |
|    | 入所率 | %  | —      | 52.6   | 89.5   | 69.2   | 87.2   |
| 全体 | 設置数 | 箇所 | 1      | 2      | 2      | 3      | 3      |
|    | 定員数 | 人  | 5      | 24     | 24     | 44     | 44     |
|    | 児童数 | 人  | 3      | 14     | 21     | 32     | 39     |
|    | 入所率 | %  | 60.0   | 58.3   | 87.5   | 72.7   | 88.6   |

(注) 各年度4月1日現在  
市外からの受託児童を含む。  
事業所内保育事業の従業員枠は除く。  
令和元年9月に昭和地区に新たに設置された2施設を除く。

### ⑤認可外保育施設の状況

市内の認可外保育施設は、長浦地区に3箇所あり、いずれも事業所での保育を行っています。

### ⑥待機児童数の推移

保育ニーズの増加に対応するため、計画的に保育定員を拡大してきたことにより、国が定めた基準による本市の待機児童数は、平成30年度まで0人から1人で推移してきました。

子育て世代の転入などに伴い、保育ニーズが急伸したことから、平成31年4月1日時点の待機児童数は28人となっています。

#### 待機児童数の推移

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 待機児童数（人） | 0      | 1      | 1      | 0      | 28     |

(注) 各年度4月1日現在

## (2) 地域子ども・子育て支援事業等

「袖ヶ浦市子育て応援プラン（子ども・子育て支援事業計画）」において定めた地域子ども・子育て支援事業の実施状況は次のとおりです。

### ①時間外保育事業（延長保育事業）

地域子ども・子育て支援事業で定める延長保育事業については、実施箇所を増やしており、平成30年度は、公立・私立計12箇所で実施しています。

利用者数は増加傾向にあり、平成30年度は808人となっています。

#### 延長保育事業の実施状況

| 区分       | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----|----------|----------|----------|----------|
| 実利用者数(A) | 人  | 390      | 541      | 647      | 808      |
| 確保方策(B)  | 人  | 622      | 622      | 622      | 734      |
| 差(B-A)   | 人  | 232      | 81       | ▲ 25     | ▲ 74     |
| 実施箇所数    | 箇所 | 9        | 10       | 10       | 12       |

### ②放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、市内計14箇所で実施しています。

利用者数は増加傾向にあり、平成30年度は低学年（1～3年生）で443人、高学年（4～6年生）で177人の計620人となっています。

なお、利用者数の増加に伴い、平成31年度に学校敷地内に公設の放課後児童クラブを2箇所開設しています。

また、地域ボランティア等による放課後の子どもの居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を市内2箇所で実施しており、参加延べ人数は増加傾向で推移しています。

#### 放課後児童健全育成事業の実施状況（市全体）

| 区分      | 単位    | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|-------|----------|----------|----------|----------|
| 実利用者数   | 低学年   | 394      | 416      | 384      | 443      |
|         | 高学年   | 123      | 156      | 200      | 177      |
|         | 合計(A) | 517      | 572      | 584      | 620      |
| 確保方策(B) | 人     | 550      | 560      | 695      | 710      |
| 差(B-A)  | 人     | 33       | ▲ 12     | 111      | 90       |
| 実施箇所数   | 箇所    | 13       | 14       | 14       | 14       |

(注) 実利用者数：各年度の月末登録児童数（月額利用数＋日額人数<sup>※</sup>）の平均

※日額人数：月額利用数÷月別の開設日数

**放課後児童健全育成事業の実施状況（小学校区別）**

| 校区         | 区分    |     | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------------|-------|-----|----|----------|----------|----------|----------|
| 昭和<br>小学校  | 実利用者数 | 低学年 | 人  | 85       | 91       | 95       | 98       |
|            |       | 高学年 | 人  | 36       | 51       | 48       | 45       |
|            |       | 合計  | 人  | 121      | 142      | 143      | 143      |
|            | 実施箇所数 | 箇所  |    | 3        | 3        | 3        | 3        |
| 奈良輪<br>小学校 | 実利用者数 | 低学年 | 人  | 40       | 42       | 48       | 48       |
|            |       | 高学年 | 人  | 12       | 13       | 12       | 11       |
|            |       | 合計  | 人  | 52       | 55       | 60       | 59       |
|            | 実施箇所数 | 箇所  |    | 2        | 2        | 2        | 2        |
| 蔵波<br>小学校  | 実利用者数 | 低学年 | 人  | 119      | 117      | 103      | 135      |
|            |       | 高学年 | 人  | 31       | 34       | 58       | 51       |
|            |       | 合計  | 人  | 150      | 151      | 161      | 186      |
|            | 実施箇所数 | 箇所  |    | 3        | 4        | 4        | 4        |
| 長浦<br>小学校  | 実利用者数 | 低学年 | 人  | 69       | 76       | 52       | 60       |
|            |       | 高学年 | 人  | 24       | 27       | 43       | 31       |
|            |       | 合計  | 人  | 93       | 103      | 95       | 91       |
|            | 実施箇所数 | 箇所  |    | 2        | 2        | 2        | 2        |
| 根形<br>小学校  | 実利用者数 | 低学年 | 人  | 33       | 31       | 28       | 31       |
|            |       | 高学年 | 人  | 7        | 11       | 12       | 11       |
|            |       | 合計  | 人  | 40       | 42       | 40       | 42       |
|            | 実施箇所数 | 箇所  |    | 1        | 1        | 1        | 1        |
| 平岡<br>小学校  | 実利用者数 | 低学年 | 人  | 22       | 29       | 23       | 31       |
|            |       | 高学年 | 人  | 12       | 10       | 15       | 15       |
|            |       | 合計  | 人  | 34       | 39       | 38       | 46       |
|            | 実施箇所数 | 箇所  |    | 1        | 1        | 1        | 1        |
| 中川<br>小学校  | 実利用者数 | 低学年 | 人  | 26       | 30       | 35       | 40       |
|            |       | 高学年 | 人  | 1        | 10       | 12       | 13       |
|            |       | 合計  | 人  | 27       | 40       | 47       | 53       |
|            | 実施箇所数 | 箇所  |    | 1        | 1        | 1        | 1        |

(注) 実利用者数：各年度の月末登録児童数（月額利用数＋日額人数※）の平均  
 ※日額人数：月額利用数÷月別の開設日数

**【参考：放課後子ども教室の参加延べ人数】**

| 校区 | 名称                | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----|-------------------|----|----------|----------|----------|----------|
| 昭和 | 昭和小学校<br>もりのこクラブ  | 人日 | 1,301    | 1,246    | 1,529    | 1,855    |
| 長浦 | あそボラ！！<br>やかたっ子広場 | 人日 | 1,229    | 1,753    | 1,210    | 1,286    |
| 合計 |                   | 人日 | 2,530    | 2,999    | 2,739    | 3,141    |

### ③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）は、それぞれ1箇所を実施しています。

平成30年度においては、ショートステイの利用者数が大幅に増加しているほか、トワイライトステイの利用もありました。

#### 子育て短期支援事業の実施状況

| 区分       |           | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|-----------|----|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ利用者数 | ショートステイ   | 人日 | 23       | 23       | 31       | 76       |
|          | トワイライトステイ | 人日 | 0        | 0        | 0        | 2        |
|          | 合計(A)     | 人日 | 23       | 23       | 31       | 78       |
| 確保方策(B)  |           | 人日 | 65       | 65       | 65       | 65       |
| 差(B-A)   |           | 人日 | 42       | 42       | 34       | ▲ 13     |
| 実施箇所数    | ショートステイ   | 箇所 | 1        | 1        | 1        | 1        |
|          | トワイライトステイ | 箇所 | 1        | 1        | 1        | 1        |

### ④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援拠点施設である「そでがうらこども館」や私立保育園への委託により「子育て支援センター」を実施しているほか、市立保育所で「なかよし広場」を実施しています。

「子育て支援センター」の利用者数は増加傾向で推移しており、平成30年度の年間延べ利用者数は、29,494人となっています。

#### 地域子育て支援拠点事業の実施状況

| 区分       |           | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|-----------|----|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ利用者数 | 子育て支援センター | 人日 | 23,523   | 22,923   | 24,060   | 29,494   |
|          | なかよし広場    | 人日 | 1,030    | 902      | 1,085    | 604      |
|          | 合計(A)     | 人日 | 24,553   | 23,825   | 25,145   | 30,098   |
| 確保方策(B)  |           | 人日 | 9,630    | 9,630    | 9,630    | 9,630    |
| 差(B-A)   |           | 人日 | ▲ 14,923 | ▲ 14,195 | ▲ 15,515 | ▲ 20,468 |
| 実施箇所数    | 子育て支援センター | 箇所 | 4        | 4        | 4        | 6        |
|          | なかよし広場    | 箇所 | 4        | 4        | 4        | 4        |

### ⑤一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園のうち、私立の2箇所で保護者の状況や地域の実情に応じて、預かり保育を行っています。

利用者数は増加傾向で推移しており、平成30年度の年間延べ利用者数は、8,835人となっています。

#### 一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

| 区分          | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 年間延べ利用者数(A) | 人日 | 5,339  | 7,824  | 7,787  | 8,835  |
| 確保方策(B)     | 人日 | 7,912  | 7,912  | 7,912  | 10,470 |
| 差(B-A)      | 人日 | 2,573  | 88     | 125    | 1,635  |
| 実施箇所数       | 箇所 | 2      | 2      | 2      | 2      |

### ⑥一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園型を除く一時預かり事業は、定期的な預け方となる「一時預かり事業（幼稚園型）」や、緊急時の預かりとなる「病児・病後児保育」を除いた一時的な預かりの方法です。

平成30年度は、保育所（園）で実施している「一時預かり」を8箇所で、「休日保育」を2箇所で実施しています。

また、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって地域で助け合う有償の相互援助活動である「ファミリー・サポート・センター」を市内に1箇所設けています。

年間延べ利用者数について、「一時預かり」は、増加傾向で推移してきましたが、平成30年度は減少に転じ、6,769人となっています。

また、「休日保育」は、平成30年度に大幅な減少がみられ、平成29年度の半数程度となっています。

一方で、就学前児童を対象とした「ファミリー・サポート・センター」は、増加傾向で推移しており、平成30年度は82人となっています。

### 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実施状況

| 区分       |                  | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|------------------|----|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ利用者数 | 一時預かり            | 人日 | 6,700    | 7,872    | 7,968    | 6,769    |
|          | 休日保育             | 人日 | 143      | 112      | 121      | 64       |
|          | ファミリー・サポート・センター※ | 人日 | 56       | 54       | 73       | 82       |
|          | 合計(A)            | 人日 | 6,899    | 8,038    | 8,162    | 6,915    |
| 確保方策(B)  |                  | 人日 | 8,161    | 8,161    | 8,161    | 9,172    |
| 差(B-A)   |                  | 人日 | 1,262    | 123      | ▲ 1      | 2,257    |
| 実施箇所数    | 一時預かり            | 箇所 | 6        | 6        | 7        | 8        |
|          | 休日保育             | 箇所 | 1        | 1        | 1        | 2        |
|          | ファミリー・サポート・センター※ | 箇所 | 1        | 1        | 1        | 1        |

※病児・緊急対応強化事業及び就学時対象事業を除く。ただし、平成 27 年度～平成 30 年度の確保方策については、病児・緊急対応強化事業及び就学時対象事業を含む。

### 【参考：ファミリー・サポート・センターの会員数、援助活動年間件数】

| 区分       | 単位  | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 利用会員数    | 人   | 168      | 179      | 186      | 191      |
| 提供会員数    | 人   | 38       | 38       | 39       | 43       |
| 両方会員数    | 人   | 9        | 11       | 15       | 13       |
| 援助活動年間件数 | 延べ件 | 876      | 674      | 654      | 491      |

### ⑦病児保育事業

病児保育事業は、私立保育園 1 箇所と私立認定こども園 1 箇所で、病後児保育事業は、私立保育園 2 箇所で実施しています。

利用者数は減少傾向で推移しており、平成30年度の年間延べ利用者数は、277人となっています。

### 病児保育事業の実施状況

| 区分       |       | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|-------|----|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ利用者数 | 病後児保育 | 人日 | 590      | 524      | 275      | 182      |
|          | 病児保育  | 人日 |          |          | 64       | 95       |
|          | 合計(A) | 人日 | 590      | 524      | 339      | 277      |
| 確保方策(B)  |       | 人日 | 2,080    | 2,080    | 2,080    | 2,080    |
| 差(B-A)   |       | 人日 | 1,490    | 1,556    | 1,741    | 1,803    |
| 実施箇所数    | 病後児保育 | 箇所 | 2        | 2        | 2        | 4        |
|          | 病児保育  | 箇所 | 2        | 2        | 3        | 4        |

## ⑧利用者支援事業

利用者支援事業は、保育所（園）等の入所や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行う事業で、平成29年度からは3箇所を実施しています。

### 利用者支援事業の実施状況

| 区分    |                       | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------|-----------------------|----|----------|----------|----------|----------|
| 実施箇所数 | 基本型・特定型※ <sup>1</sup> | 箇所 | 1        | 1        | 2        | 2        |
|       | 母子保健型※ <sup>2</sup>   | 箇所 | 0        | 1        | 1        | 1        |
|       | 合計                    | 箇所 | 1        | 2        | 3        | 3        |

※1 基本型・特定型：職員配置—専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※2 母子保健型：職員配置—母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

## ⑨妊婦健康診査

妊婦健康診査では、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

妊婦届出等人数及び年間延べ受診回数は増加傾向で推移してきましたが、平成30年度は減少に転じ、妊婦届出等人数は621人、年間延べ受診回数は6,239回となっています。

### 妊婦健康診査の実施状況

| 区分       | 単位  | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 妊婦届出等人数  | 人   | 606      | 639      | 699      | 621      |
| 年間延べ受診回数 | 延べ回 | 6,022    | 6,133    | 6,345    | 6,239    |

## ⑩乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意した適切な指導を行うとともに、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

訪問者数は、おおむね500人台で推移しています。

### 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

| 区分  |              | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-----|--------------|----|----------|----------|----------|----------|
| 訪問数 | 保健師・助産師による訪問 | 人  | 504      | 480      | 481      | 527      |
|     | 主任児童委員による訪問  | 人  | 56       | 43       | 48       | 15       |
|     | 合計           | 人  | 560      | 523      | 529      | 542      |

## 4 ニーズ調査結果からみた市民の意向

### (1) ニーズ調査の実施概要

#### ①調査の目的

本計画を策定するにあたって、「袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取組み等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

#### ②調査の方法、回収状況等

ニーズ調査の方法や回収状況は次のとおりです。

##### 調査の実施概要

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 調査対象 | 袖ヶ浦市在住の就学前児童・小学生の保護者を対象として無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収                      |
| 調査期間 | 平成30年10月31日から平成30年11月20日まで      |

##### 調査票の回収状況

|          | 配布数     | 回答数   | 回答率   |
|----------|---------|-------|-------|
| 就学前児童保護者 | 1,000 通 | 610 通 | 61.0% |
| 小学生保護者   | 1,000 通 | 531 通 | 53.1% |

- ・ 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ クロス集計の場合、無回答を排除しているため、全体の有効回答数の合計と地区別の有効回答数が合致しないことがあります。

## (2) 主な集計結果

### ①日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人

子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、就学前児童保護者では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が35.2%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が59.0%となっています。

その一方で、「いずれもない」保護者が12.3%ほど見られます。また、平川地区では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が他の地区に比べ高くなっています。

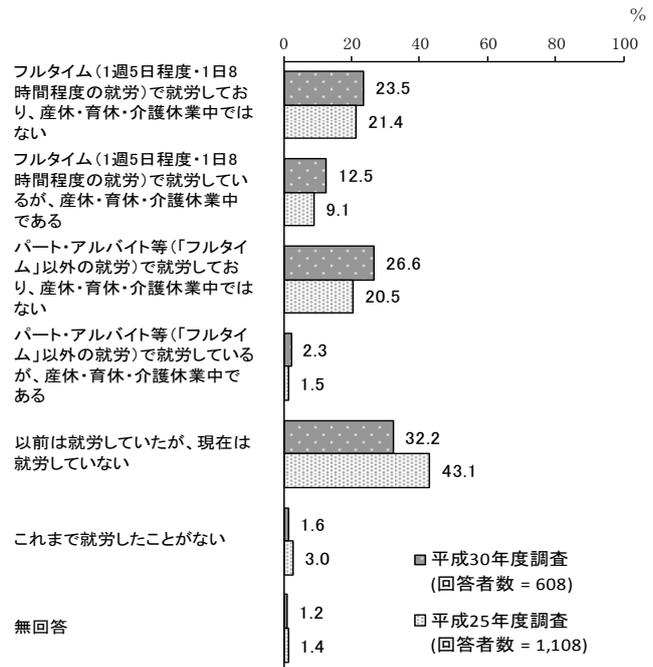
日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人（全体・地区別）

| 上段:人数(人)<br>下段:割合(%) |     | 有効回答者数 | 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる | 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | いずれもない     | 無回答        |          |
|----------------------|-----|--------|--------------------|-----------------------------|-----------------------|---------------------------------|------------|------------|----------|
| 就学前児童                | 全体  | 610    | 215<br>35.2        | 360<br>59.0                 | 22<br>3.6             | 74<br>12.1                      | 75<br>12.3 | 2<br>0.3   |          |
|                      | 地区別 | 昭和     | 128                | 43<br>33.6                  | 64<br>50.0            | 1<br>0.8                        | 19<br>14.8 | 22<br>17.2 | 1<br>0.8 |
|                      |     | 長浦     | 251                | 79<br>31.5                  | 163<br>64.9           | 9<br>3.6                        | 32<br>12.7 | 33<br>13.1 | 0<br>0.0 |
|                      |     | 根形     | 70                 | 26<br>37.1                  | 38<br>54.3            | 5<br>7.1                        | 14<br>20.0 | 5<br>7.1   | -<br>0.0 |
|                      |     | 平川     | 114                | 55<br>48.2                  | 68<br>59.6            | 3<br>2.6                        | 7<br>6.1   | 4<br>3.5   | 0<br>0.0 |
|                      |     | その他    | 41                 | 11<br>26.8                  | 25<br>61.0            | 4<br>9.8                        | 2<br>4.9   | 9<br>22.0  | -<br>0.0 |
| 小学生                  | 全体  | 531    | 179<br>33.7        | 291<br>54.8                 | 38<br>7.2             | 115<br>21.7                     | 66<br>12.4 | 3<br>0.6   |          |
|                      | 地区別 | 昭和     | 155                | 50<br>32.3                  | 93<br>60.0            | 9<br>5.8                        | 29<br>18.7 | 18<br>11.6 | 1<br>0.6 |
|                      |     | 長浦     | 211                | 66<br>31.3                  | 110<br>52.1           | 14<br>6.6                       | 52<br>24.6 | 28<br>13.3 | 2<br>0.9 |
|                      |     | 根形     | 65                 | 19<br>29.2                  | 31<br>47.7            | 7<br>10.8                       | 17<br>26.2 | 13<br>20.0 | -<br>0.0 |
|                      |     | 平川     | 94                 | 42<br>44.7                  | 52<br>55.3            | 8<br>8.5                        | 15<br>16.0 | 7<br>7.4   | 0<br>0.0 |
|                      |     | その他    | 6                  | 2<br>33.3                   | 5<br>83.3             | -<br>0.0                        | 2<br>33.3  | -<br>0.0   | -<br>0.0 |

## ②保護者の就労状況

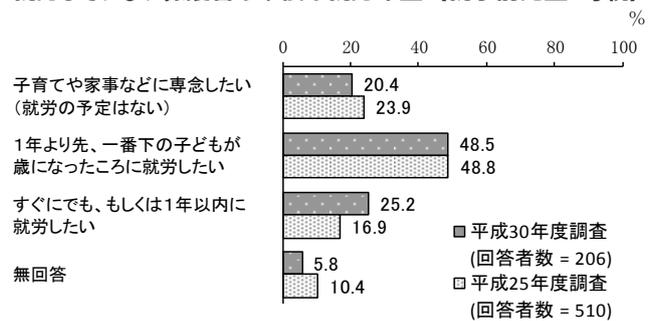
就学前児童保護者では、就労している母親の割合が64.9%となっており、平成25年度調査と比較して「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少し、就労している母親が増加しています。

### 保護者の就労状況（就学前児童・母親）



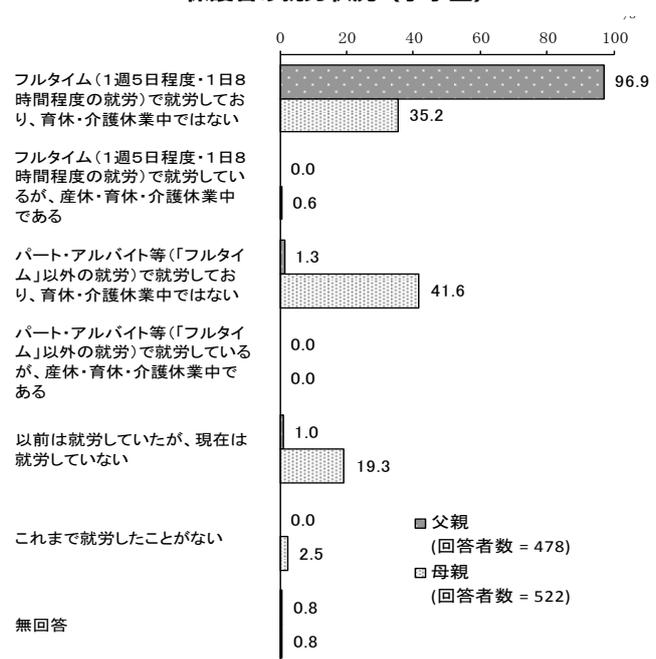
また、就労していない母親も73.7%が今後の就労を希望しており、平成25年度調査と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。

### 就労していない保護者の今後の就労希望（就学前児童・母親）



小学生保護者では、就労している母親の割合が77.4%と就学前児童より高くなっており、子どもの進学に伴い就労する母親が増加することがうかがえます。

### 保護者の就労状況（小学生）

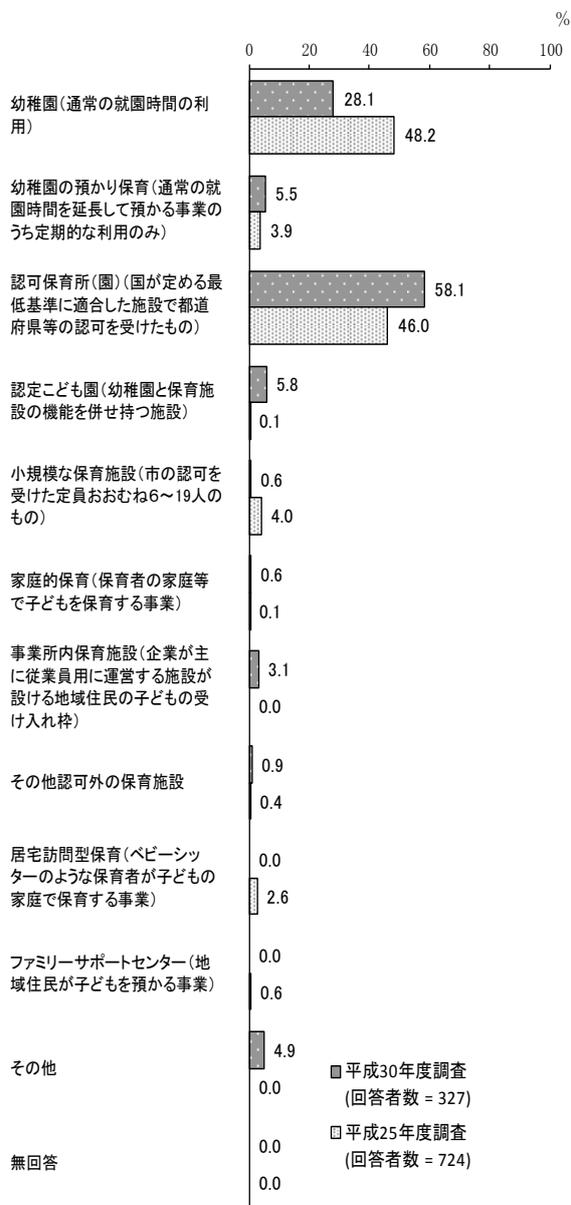


### ③平日の定期的な教育・保育事業の利用

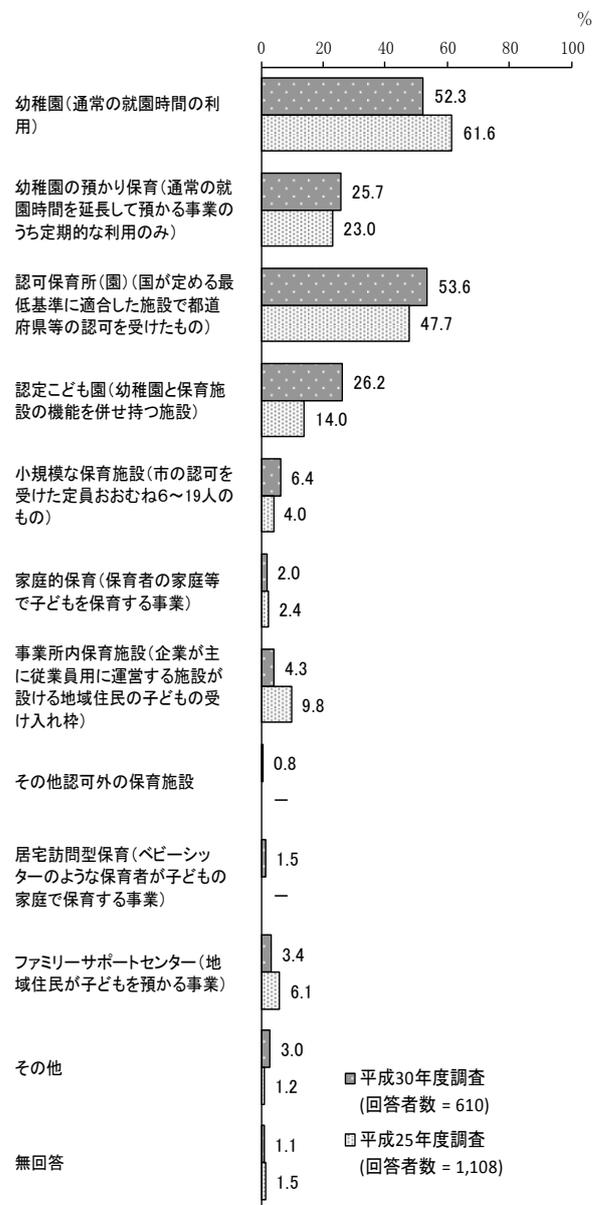
平日、定期的に利用している事業は、「認可保育所（園）」の割合が58.1%、次いで「幼稚園」の割合が28.1%と、平成25年度調査と比較すると、「認可保育所（園）」「認定こども園」の割合が増加し、一方で「幼稚園」の割合が減少しています。

また、今後利用したい事業は、「認可保育所（園）」「幼稚園」の割合がともに約5割となっていますが、平成25年度調査と比較すると、「認可保育所（園）」の割合が増加している一方、「幼稚園」の割合が減少しています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）



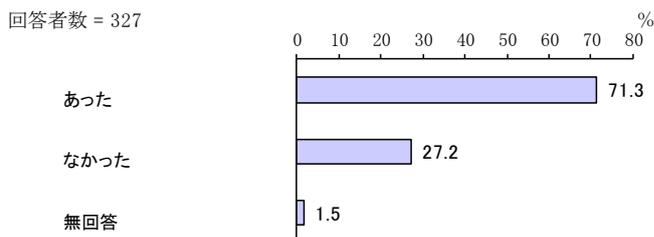
今後利用したい事業（就学前児童）



#### ④病気の際の対応

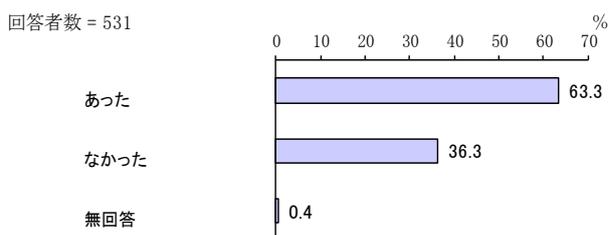
子どもが、病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった就学前児童保護者が71.3%、学校を休んだことがある小学生保護者が63.3%となっています。

病気やケガでお子さんが通常の事業が利用できなかったことの有無（就学前児童）



その際に、病児・病後児の保育を利用した人が就学前児童保護者で7.7%となっています。また、平川地区で「母親が仕事を休んでみた」の割合が高くなっています。

病気やケガでお子さんが学校を休んだことの有無（小学生）



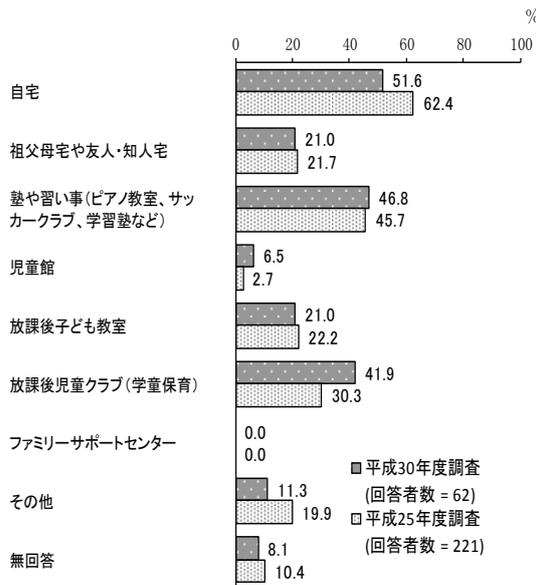
#### 病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった（学校を休んだ）場合の対処方法（全体・地区別）

|       |     | 有効回答者数 | 父親が仕事を休んでみた | 母親が仕事を休んでみた | 就労していない保護者がみた | 病児・病後児の保育を利用した | （同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった | 仕方なく子どもだけで留守番をさせた | トセーターを利用した | ファミリーサポート | その他       | 無回答      |                      |
|-------|-----|--------|-------------|-------------|---------------|----------------|--------------------------|-------------------|------------|-----------|-----------|----------|----------------------|
|       |     |        |             |             |               |                |                          |                   |            |           |           |          | 上段:人数(人)<br>下段:割合(%) |
| 就学前児童 | 全体  | 233    | 73<br>31.3  | 182<br>78.1 | 57<br>24.5    | 18<br>7.7      | 80<br>34.3               | 2<br>0.9          | -          | 0.0       | 8<br>3.4  | 4<br>1.7 |                      |
|       | 地区別 | 昭和     | 48          | 15<br>31.3  | 38<br>79.2    | 11<br>22.9     | 3<br>6.3                 | 12<br>25.0        | -          | -         | 0.0       | 1<br>2.1 | 2<br>4.2             |
|       |     | 長浦     | 97          | 39<br>40.2  | 73<br>75.3    | 28<br>28.9     | 11<br>11.3               | 36<br>37.1        | 1<br>1.0   | 0         | 0.0       | 4<br>4.1 | 1<br>1.0             |
|       |     | 根形     | 33          | 7<br>21.2   | 25<br>75.8    | 5<br>15.2      | 3<br>9.1                 | 7<br>21.2         | -          | -         | 0.0       | 1<br>3.0 | 1<br>3.0             |
|       |     | 平川     | 45          | 8<br>17.8   | 38<br>84.4    | 11<br>24.4     | 1<br>2.2                 | 20<br>44.4        | 1<br>2.2   | 0         | 0.0       | 2<br>4.4 | 0<br>0.0             |
|       |     | その他    | 6           | 3<br>50.0   | 5<br>83.3     | 1<br>16.7      | -                        | 3<br>50.0         | -          | -         | 0.0       | -        | -                    |
| 小学生   | 全体  | 336    | 50<br>14.9  | 208<br>61.9 | 103<br>30.7   | 1<br>0.3       | 87<br>25.9               | 35<br>10.4        | -          | 0.0       | 11<br>3.3 | 2<br>0.6 |                      |
|       | 地区別 | 昭和     | 102         | 14<br>13.7  | 64<br>62.7    | 33<br>32.4     | 1<br>1.0                 | 30<br>29.4        | 9<br>8.8   | -         | 0.0       | 4<br>3.9 | -                    |
|       |     | 長浦     | 138         | 25<br>18.1  | 83<br>60.1    | 41<br>29.7     | 0<br>0.0                 | 34<br>24.6        | 13<br>9.4  | 0         | 0.0       | 3<br>2.2 | 2<br>1.4             |
|       |     | 根形     | 37          | 3<br>8.1    | 19<br>51.4    | 12<br>32.4     | -                        | 11<br>29.7        | 4<br>10.8  | -         | 0.0       | 2<br>5.4 | -                    |
|       |     | 平川     | 56          | 8<br>14.3   | 40<br>71.4    | 16<br>28.6     | 0<br>0.0                 | 11<br>19.6        | 9<br>16.1  | 0         | 0.0       | 2<br>3.6 | 0<br>0.0             |
|       |     | その他    | 3           | -           | 2<br>66.7     | 1<br>33.3      | -                        | 1<br>33.3         | -          | -         | 0.0       | -        | -                    |

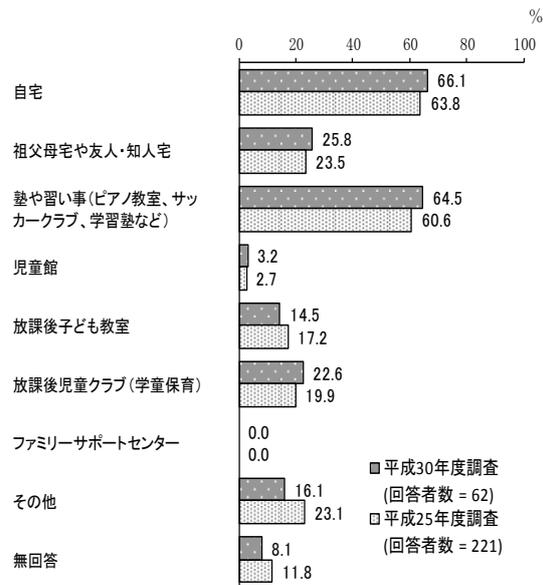
## ⑤子どもの放課後の過ごし方の希望

就学前児童保護者の子どもの放課後の過ごし方の希望について、低学年のうちの「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望は41.9%、高学年の「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望は22.6%ほどとなっています。平成25年度調査と比較すると、低学年のうちの「放課後児童クラブ（学童保育）」を希望する割合が増加しています。

小学校低学年のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいか（就学前児童）



小学校高学年になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいか（就学前児童）



また、小学生保護者における「放課後児童クラブ（学童保育）」を利用している割合は27.1%、「放課後子ども教室」に登録している割合は5.7%となっています。

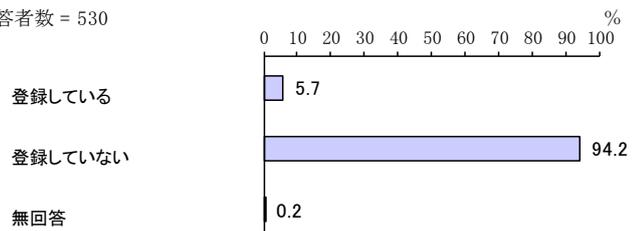
放課後児童クラブ（学童保育）を利用しているか（小学生）

回答者数 = 531

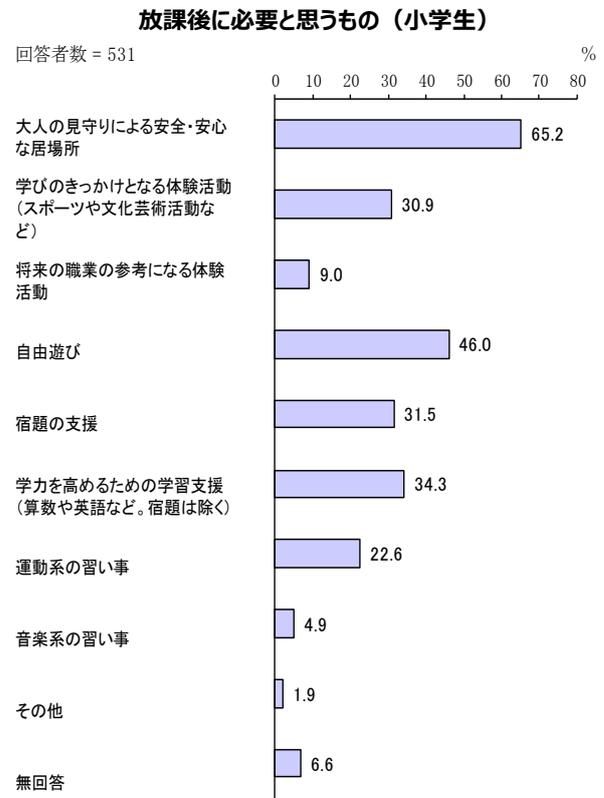
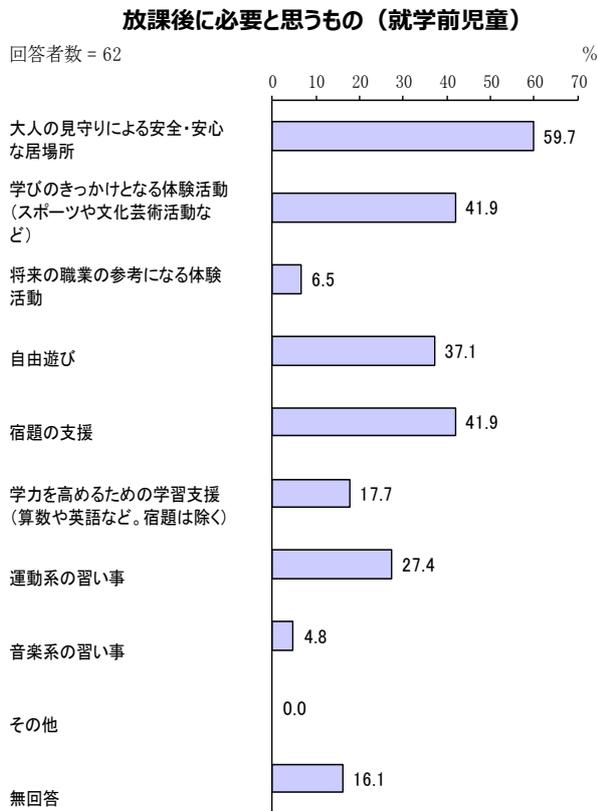


放課後子ども教室に登録しているか（小学生）

回答者数 = 530



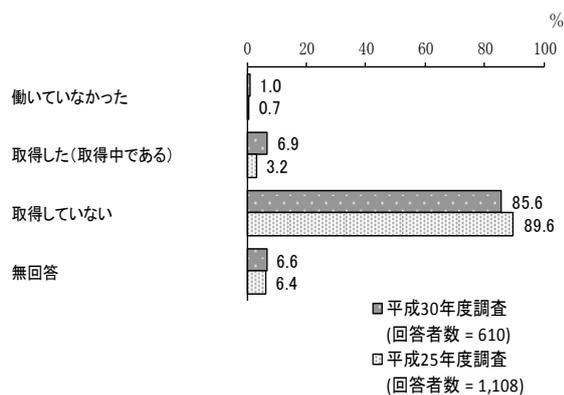
なお、放課後に必要と思うものは、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が最も高く、就学前児童保護者が59.7%、小学生保護者が65.2%となっています。



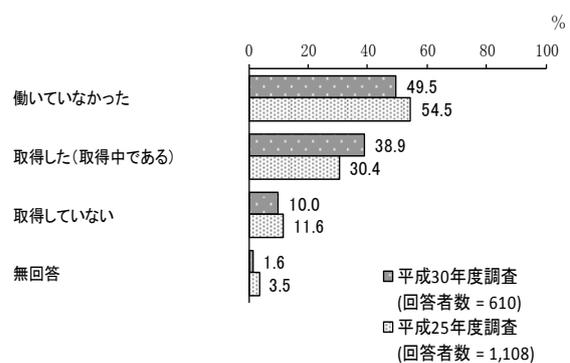
## ⑥ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

就学前児童保護者で育児休業を取得していない割合は、父親が85.6%、母親が10.0%となっています。平成25年度調査と比較すると、母親の育児休業の取得状況は、就労している母親の増加に伴い「取得した（取得中である）」の割合が増加し、「働いていなかった」の割合が減少しています。

**育児休業の取得状況（就学前児童・父親）**

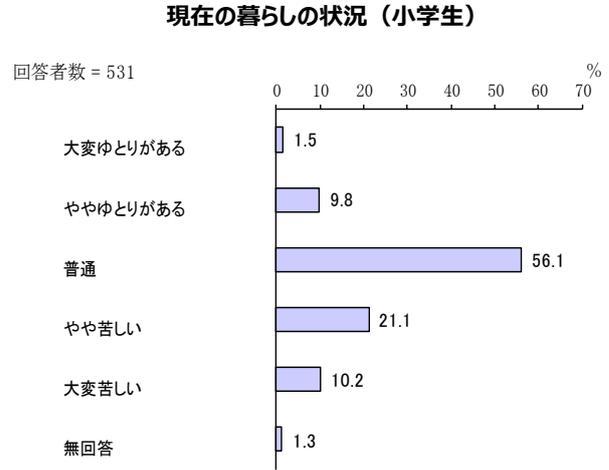
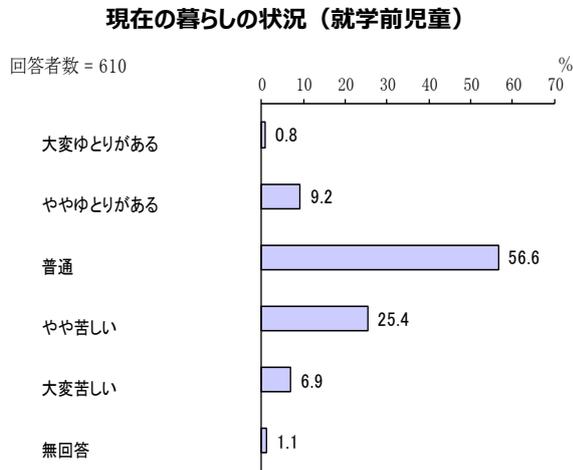


**育児休業の取得状況（就学前児童・母親）**



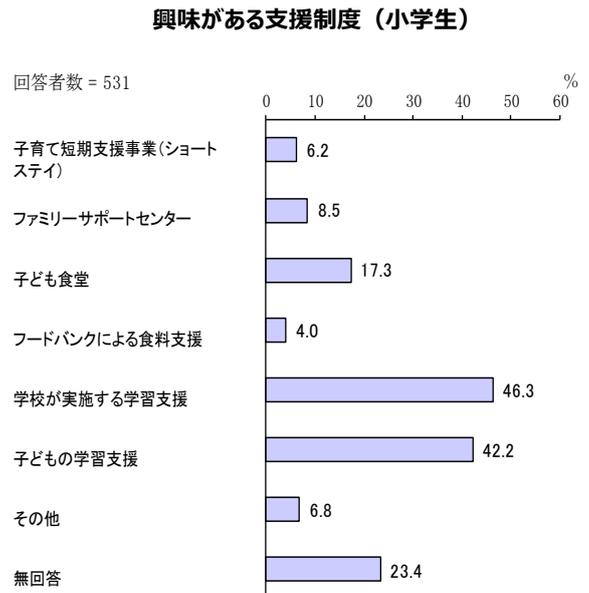
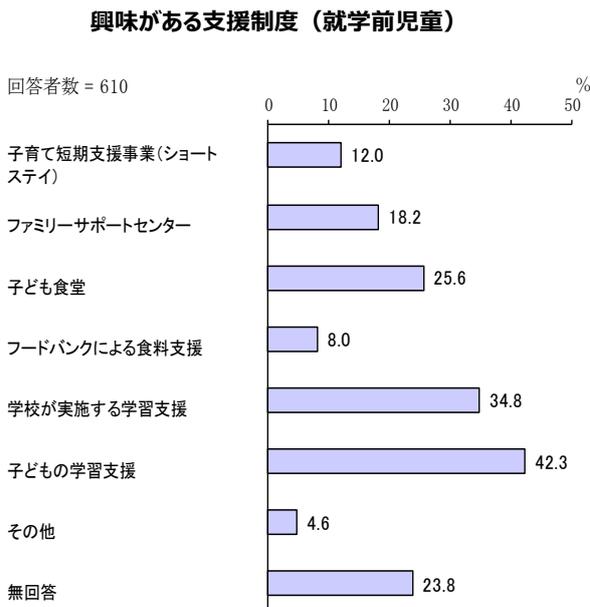
## ⑦子育て家庭の暮らし向き

現在の暮らしの状況を苦しいと感じている保護者は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに約3割となっています。



興味がある支援制度については、就学前児童保護者では「子どもの学習支援」の割合が42.3%、小学生保護者では「学校が実施する学習支援」の割合が46.3%と最も高くなっています。

また、世帯の収入からみる貧困想定世帯においては、「子ども食堂」「フードバンクによる食料支援」「子どもの学習支援」の割合が高くなっています。



### 興味がある支援制度（世帯の収入からみる貧困想定世帯別）

単位：％

|       |         | 有効回答数(件) | 子育て短期支援事業(シヨートステイ) | ファミリー・サポート・センター | 子ども食堂 | フードバンクによる食料支援 | 学習支援 | 学校が実施する | 子どもの学習支援 | その他  | 無回答 |
|-------|---------|----------|--------------------|-----------------|-------|---------------|------|---------|----------|------|-----|
| 就学前児童 | 貧困想定世帯※ | 41       | 14.6               | 19.5            | 41.5  | 34.1          | 39.0 | 53.7    | 2.4      | 12.2 |     |
|       | その他世帯   | 547      | 12.1               | 17.9            | 24.3  | 6.0           | 34.9 | 41.5    | 4.4      | 24.9 |     |
| 小学生   | 貧困想定世帯※ | 37       | 10.8               | 8.1             | 37.8  | 13.5          | 37.8 | 43.2    | 5.4      | 27.0 |     |
|       | その他世帯   | 480      | 5.6                | 8.5             | 16.0  | 3.3           | 47.7 | 42.5    | 7.1      | 22.5 |     |

※貧困想定世帯：世帯の人数と世帯の収入から算定される等価可処分所得が122万円未満に該当すると想定される世帯

### ⑧市の子育て施策について

子育ての環境や支援について、就学前児童保護者、小学生保護者ともに普通が最も多く、満足している人が約2割、満足していない人が約2割となっています。

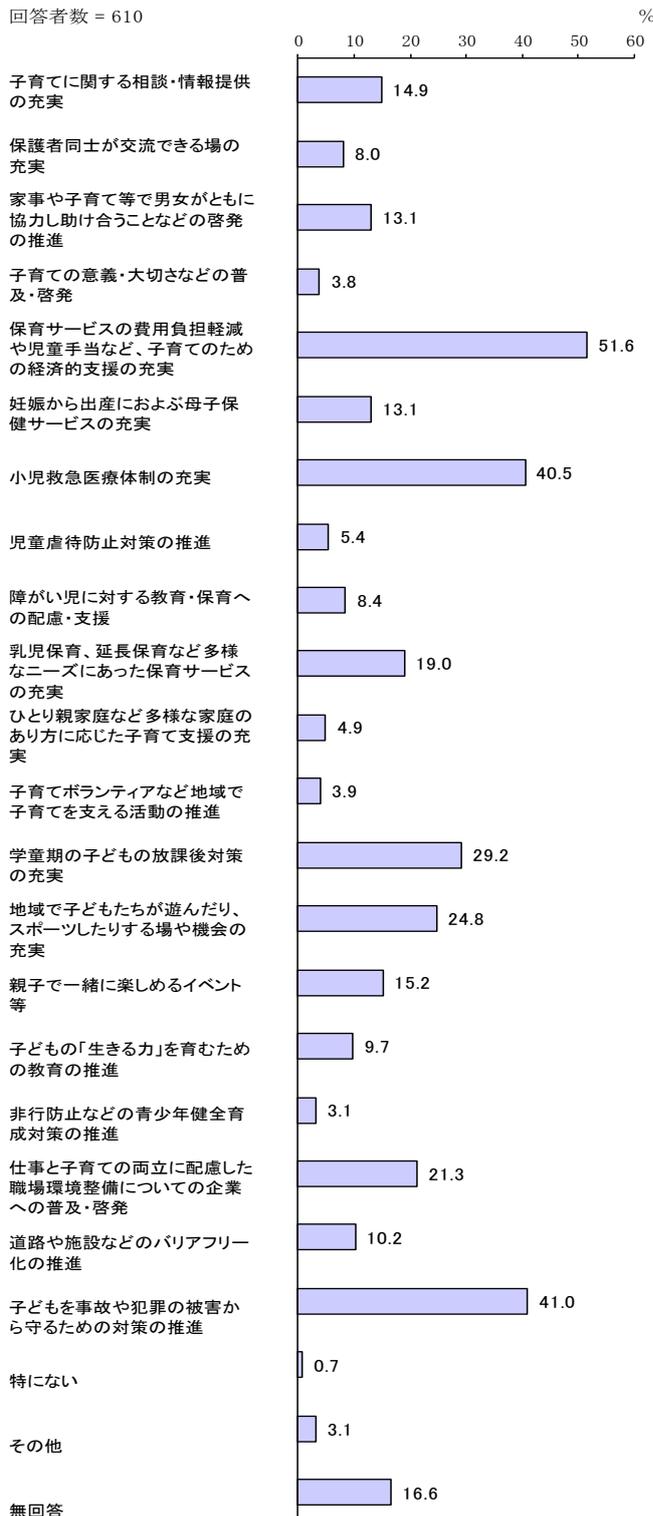
### 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人（全体・地区別）

|       |     | 有効回答者数 | 満足度が低い | 低いや満足度が低い | ふつう  | 高いや満足度が高い | 満足度が高い | 無回答 |     |
|-------|-----|--------|--------|-----------|------|-----------|--------|-----|-----|
| 就学前児童 | 全体  | 610    | 48     | 91        | 327  | 112       | 23     | 9   |     |
|       |     |        | 7.9    | 14.9      | 53.6 | 18.4      | 3.8    | 1.5 |     |
|       | 地区別 | 昭和     | 128    | 7         | 16   | 68        | 29     | 5   | 3   |
|       |     |        |        | 5.5       | 12.5 | 53.1      | 22.7   | 3.9 | 2.3 |
|       |     | 長浦     | 251    | 14        | 30   | 147       | 43     | 13  | 4   |
|       |     |        |        | 5.6       | 12.0 | 58.6      | 17.1   | 5.2 | 1.6 |
|       |     | 根形     | 70     | 8         | 15   | 28        | 17     | 1   | 1   |
|       |     | 11.4   | 21.4   | 40.0      | 24.3 | 1.4       | 1.4    |     |     |
|       | 平川  | 114    | 12     | 23        | 60   | 17        | 2      | 0   |     |
|       |     |        | 10.5   | 20.2      | 52.6 | 14.9      | 1.8    | 0.0 |     |
|       | その他 | 41     | 4      | 6         | 22   | 6         | 2      | 1   |     |
|       |     |        | 9.8    | 14.6      | 53.7 | 14.6      | 4.9    | 2.4 |     |
| 小学生   | 全体  | 531    | 29     | 75        | 326  | 73        | 20     | 8   |     |
|       |     |        | 5.5    | 14.1      | 61.4 | 13.7      | 3.8    | 1.5 |     |
|       | 地区別 | 昭和     | 155    | 5         | 18   | 98        | 27     | 4   | 3   |
|       |     |        |        | 3.2       | 11.6 | 63.2      | 17.4   | 2.6 | 1.9 |
|       |     | 長浦     | 211    | 12        | 31   | 131       | 24     | 9   | 4   |
|       |     |        |        | 5.7       | 14.7 | 62.1      | 11.4   | 4.3 | 1.9 |
| 根形    |     | 65     | 5      | 13        | 40   | 6         | 1      | -   |     |
|       |     | 7.7    | 20.0   | 61.5      | 9.2  | 1.5       | 0.0    |     |     |
|       | 平川  | 94     | 7      | 13        | 53   | 15        | 5      | 1   |     |
|       |     |        | 7.4    | 13.8      | 56.4 | 16.0      | 5.3    | 1.1 |     |
|       | その他 | 6      | -      | -         | 4    | 1         | 1      | -   |     |
|       |     |        | 0.0    | 0.0       | 66.7 | 16.7      | 16.7   | 0.0 |     |

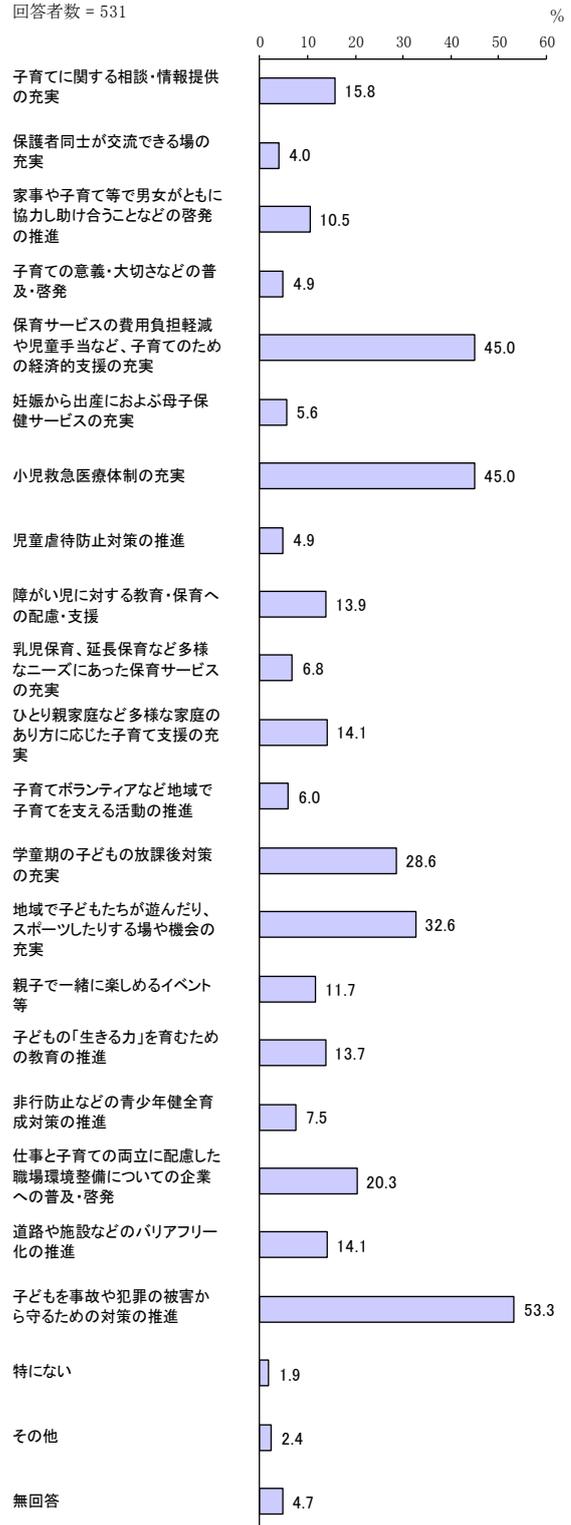
市に期待することとしては、就学前児童保護者では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」「小児救急医療体制の充実」の割合が高くなっています。

小学生保護者では「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が最も高く、この項目は、就学前児童に比べても高くなっています。

子育ての環境や支援について、市に期待すること（就学前児童）



子育ての環境や支援について、市に期待すること（小学生）



### **(3) ニーズ調査結果からみた課題**

#### **①子育ての孤立感や負担感解消のための支援体制の充実**

子どもをみてもらえる親族・知人について、多くの保護者は、日常的に、あるいは緊急時・用事の際に親族にみてもらえる状況にあります。子どもをみてもらえる親族・知人がいない保護者も1割ほど見られます。こうした家庭が、子育てに対して孤立感や負担感が深まらないよう、相談体制や一時的な預かりなどの支援体制を整備していくことが求められます。また、転入者に向けた相談窓口の周知方法を検討するなど、相談窓口を知ってもらうような取組みも必要です。

#### **②母親の就労状況の変化をとらえた保育・教育ニーズへの対応**

就労している母親が増加しており、また、就労していない母親においても今後の就労を希望する人が多くなっているなど、母親の就労意向は高まっています。それに伴い、保育ニーズが高まっており、特に低年齢児における保育で顕著に表れています。

待機児童を解消する取組みを継続するとともに、地域ごとの子どもの数の動向も見据えて、保育・教育ニーズの変化に対応していくことが必要です。

また、放課後児童クラブの利用を希望する割合も増加しており、子どもの放課後等の居場所において、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの運営の在り方の検討も含め、子どもの安全・安心な居場所を確保していくことが必要です。

#### **③様々な子育て支援策の充実**

市に期待する取組みとしては、子育てのための経済的支援の充実や小児救急医療体制の充実の他、子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進も高くなっており、小学生保護者ではより顕著になっています。経済的負担軽減のための取組みを引き続き進めるとともに、子どもにとって安全・安心なまちづくりを進めていくことが求められます。

また、子どもの貧困が今日的な課題となるなか、世帯の収入からみる貧困想定世帯においては、「子ども食堂」「フードバンクによる食料支援」「子どもの学習支援」などに対するニーズが高く、子どもの成長を支えるために様々な支援策を検討していくことが求められます。こうした、多様化・複雑化する子育て・子育てを取り巻く問題に対して、妊娠期から子育て期間まで切れ目のない支援を行い、各地域においてきめ細かい対応ができるよう、体制の充実を図っていくことが必要です。

## 5 子育て応援プランの進捗状況と今後の課題

### (1) 次世代育成支援・子育て支援施策の進捗状況

平成27年度からの「次世代育成支援行動計画」については、「袖ヶ浦市子育て応援プラン」として「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、推進しています。

施策・事業の進捗状況については、毎年度、担当課による個別事業の点検・評価を行い、その結果を公表しており、平成27年度末から平成30年度末にかけての評価結果は次のとおりです。平成30年度末の評価は、全101事業のうち、「A：計画を上回って進んだ」は10事業（9.9%）、「B：計画どおり進んだ」は85事業（84.2%）、「C：おおむね計画どおり進んだ」は6事業（5.9%）となっており、ほぼ計画どおり施策に取り組んでいる状況です。

#### 施策・事業の進捗状況評価結果

| 基本目標 — 施策                                                                                                             | 個別事業<br>評価区分 | 平成27年度末評価 |             | 平成28年度末評価 |             | 平成29年度末評価 |             | 平成30年度末評価 |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
|                                                                                                                       |              | 事業数       | 評価          | 事業数       | 評価          | 事業数       | 評価          | 事業数       | 評価          |
| I 地域における子育ての支援<br>1 地域における子育て支援サービスの充実<br>2 保育サービスの充実<br>3 子育て支援ネットワークづくり<br>4 子どもの健全育成                               | A評価          | 35        | 1 (2.9%)    | 35        | 3 (8.6%)    | 35        | 6 (17.1%)   | 35        | 8 (22.9%)   |
|                                                                                                                       | B評価          |           | 33 (94.3%)  |           | 31 (88.6%)  |           | 27 (77.1%)  |           | 26 (74.3%)  |
|                                                                                                                       | C評価          |           | 1 (2.9%)    |           | 1 (2.9%)    |           | 2 (5.7%)    |           | 1 (2.9%)    |
|                                                                                                                       | D評価          |           | -           |           | -           |           | -           |           | -           |
| II 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進<br>1 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実<br>2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実<br>3 食育等の推進<br>4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり | A評価          | 13        | -           | 15        | -           | 15        | -           | 15        | -           |
|                                                                                                                       | B評価          |           | 12 (92.3%)  |           | 14 (93.3%)  |           | 14 (93.3%)  |           | 13 (86.7%)  |
|                                                                                                                       | C評価          |           | 1 (7.7%)    |           | 1 (6.7%)    |           | 1 (6.7%)    |           | 2 (13.3%)   |
|                                                                                                                       | D評価          |           | -           |           | -           |           | -           |           | -           |
| III 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備<br>1 次代の親の育成<br>2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備<br>3 家庭や地域の教育力の向上<br>4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進    | A評価          | 14        | 1 (7.1%)    | 14        | -           | 14        | -           | 14        | 1 (7.1%)    |
|                                                                                                                       | B評価          |           | 13 (92.9%)  |           | 14 (100.0%) |           | 14 (100.0%) |           | 13 (92.9%)  |
|                                                                                                                       | C評価          |           | -           |           | -           |           | -           |           | -           |
|                                                                                                                       | D評価          |           | -           |           | -           |           | -           |           | -           |
| IV 子育てを支援する生活環境の整備<br>1 安全な道路交通環境の整備<br>2 安心して外出できる環境の整備                                                              | A評価          | 4         | -           | 4         | -           | 4         | -           | 4         | -           |
|                                                                                                                       | B評価          |           | 3 (75.0%)   |           | 3 (75.0%)   |           | 3 (75.0%)   |           | 3 (75.0%)   |
|                                                                                                                       | C評価          |           | 1 (25.0%)   |           | 1 (25.0%)   |           | 1 (25.0%)   |           | 1 (25.0%)   |
|                                                                                                                       | D評価          |           | -           |           | -           |           | -           |           | -           |
| V 職業生活と家庭生活との両立の支援<br>1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等<br>2 仕事と子育ての両立の推進                                                    | A評価          | 3         | -           | 3         | -           | 3         | -           | 3         | -           |
|                                                                                                                       | B評価          |           | 1 (33.3%)   |           | 1 (33.3%)   |           | 1 (33.3%)   |           | 1 (33.3%)   |
|                                                                                                                       | C評価          |           | 2 (66.7%)   |           | 2 (66.7%)   |           | 2 (66.7%)   |           | 2 (66.7%)   |
|                                                                                                                       | D評価          |           | -           |           | -           |           | -           |           | -           |
| VI 子どもの安全の確保<br>1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進<br>2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進<br>3 被害にあった子どもの支援の推進                              | A評価          | 11        | -           | 11        | -           | 11        | -           | 11        | -           |
|                                                                                                                       | B評価          |           | 10 (90.9%)  |           | 10 (90.9%)  |           | 10 (90.9%)  |           | 11 (100.0%) |
|                                                                                                                       | C評価          |           | 1 (9.1%)    |           | 1 (9.1%)    |           | 1 (9.1%)    |           | -           |
|                                                                                                                       | D評価          |           | -           |           | -           |           | -           |           | -           |
| VII 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進<br>1 児童虐待防止対策の充実<br>2 母子家庭等の自立支援の推進<br>3 障がい児施策の充実                                        | A評価          | 19        | -           | 19        | -           | 19        | 1 (5.3%)    | 19        | 1 (5.3%)    |
|                                                                                                                       | B評価          |           | 19 (100.0%) |           | 19 (100.0%) |           | 18 (94.7%)  |           | 18 (94.7%)  |
|                                                                                                                       | C評価          |           | -           |           | -           |           | -           |           | -           |
|                                                                                                                       | D評価          |           | -           |           | -           |           | -           |           | -           |
| 計画全体                                                                                                                  | A評価          | 99        | 2 (2.0%)    | 101       | 3 (3.0%)    | 101       | 7 (6.9%)    | 101       | 10 (9.9%)   |
|                                                                                                                       | B評価          |           | 91 (91.9%)  |           | 92 (91.1%)  |           | 87 (86.1%)  |           | 85 (84.2%)  |
|                                                                                                                       | C評価          |           | 6 (6.1%)    |           | 6 (5.9%)    |           | 7 (6.9%)    |           | 6 (5.9%)    |
|                                                                                                                       | D評価          |           | -           |           | -           |           | -           |           | -           |

(注)基本目標間で重複する事業は除く。

#### <評価基準：4段階>

- A評価：計画を上回って進んだ
- B評価：計画どおり進んでいる
- C評価：おおむね計画どおり進んでいる
- D評価：計画どおり進んでいない

## (2) 重点事業の取組み

施策・事業の推進にあたっては、地域の実情を踏まえ、喫緊に推進を目指すべき7つの重点事業を定め、積極的に事業推進を図ってきました。

### ①地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供と保育所（園）待機児童の解消

昭和地区や長浦地区では人口が増加している一方、他の地区では全体的な人口の減少がみられるなど、地域ごとに状況が異なることを踏まえ、各地域のニーズに応じた教育・保育サービスの提供体制の整備を推進するとともに、保育所（園）待機児童の解消を図るため、事業者による保育園、認定こども園等の施設整備及び地域型保育事業の整備を推進しました。

#### 主な事業の実施状況

| 事業名                  | 目標    | 主な取組み内容                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 待機児童解消のための保育所等の整備    | 1箇所整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立大空保育園開設 定員 120 人（平成 27 年 4 月）</li> <li>○公立根形保育所定員変更 定員 90 人 → 120 人</li> <li>○私立白ゆり保育園定員変更 定員 120 人 → 150 人</li> <li>○私立みどりの丘保育園開設 定員 90 人（平成 29 年 12 月）</li> <li>○私立幼保連携型認定こども園まりん開設（平成 30 年 4 月）<br/>定員 240 人（うち幼児教育のみ 90 人、保育部分 150 人）</li> </ul> |
| 待機児童解消のための地域型保育事業の推進 | 2箇所整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模保育事業私立みどりの風保育園開設（平成 28 年 1 月）定員 19 人</li> <li>○事業所内保育事業 私立キッズガーデンひまわり開設（平成 30 年 4 月）<br/>定員 70 人（うち従業員枠 50 人、地域枠 20 人）</li> <li>○私立小規模保育事業所 2 箇所開設（令和元年 9 月）定員各 19 人</li> </ul>                                                                     |

### ②認定こども園化の推進

人口の増減など地域の実情を勘案しつつ、多様な市民ニーズに対応するため、施設の認定こども園化を推進し、教育・保育サービスの提供体制の整備に努めました。

#### 主な事業の実施状況

| 事業名        | 目標 | 主な取組み内容                       |
|------------|----|-------------------------------|
| 認定こども園化の推進 | 推進 | ○私立認定こども園 1 箇所開設（平成 30 年 4 月） |

### ③放課後児童クラブの適正化

市内全小学校区での放課後児童クラブの運営及び助成を行っています。また、各放課後児童クラブにおける利用状況を勘案し、蔵波小学校区の放課後児童クラブの適正規模化による環境改善を図りました。

#### 主な事業の実施状況

| 事業名           | 目標    | 主な取り組み内容                                                                                                                           |
|---------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 放課後児童クラブの環境改善 | 1箇所改善 | ○民設の放課後児童クラブ1箇所開設(平成28年4月)<br>○学校敷地内に公設の放課後児童クラブ1箇所を開設(平成29年10月)<br>○民設の放課後児童クラブ1箇所開設(平成31年4月)<br>○学校敷地内に公設の放課後児童クラブ2箇所開設(平成31年4月) |

### ④子ども・子育て家庭の交流の場、協働の場の充実

就学前の親子の交流の場として、また、市内の子育て関係団体等が、地域の中で積極的に子育て支援に関わっていけるような市民協働の地域拠点として、地域子育て支援拠点施設の機能強化に取り組むとともに、市内の子育て支援センターの充実・連携を図りました。

#### 主な事業の実施状況

| 事業名         | 目標            | 主な取り組み内容                                                        |
|-------------|---------------|-----------------------------------------------------------------|
| 地域子育て支援拠点事業 | 平川地区<br>1箇所設置 | ○公立4箇所です新たになかよし広場を開始(平成29年度)<br>○私立2箇所です新たに子育て支援センターを開始(平成30年度) |

### ⑤子育て情報提供の充実と相談機能強化

「子ども」「子育て」をテーマとしたポータルサイト「はっぴー・ネット」を開設しており、子育てに関する各種情報の提供や、市内子育て団体による各種イベントやサービス等の情報を各団体が発信しています。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する不安の解消を図るとともに、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、相談機能の強化を図りました。

### 主な事業の実施状況

| 事業名         | 目標 | 主な取組み内容                                           |
|-------------|----|---------------------------------------------------|
| 子育て世代包括支援事業 | 新規 | ○子育て世代総合サポートセンターを開設(平成 29 年4月)<br>○専門職員による相談支援を開始 |

### ⑥子育て支援ネットワークの推進

子育て関係の担当部署や子育て関係施設、子育て関係NPO・ボランティア等が、子育て環境をめぐる現状を把握し、問題解決に向けて検討する「子育て支援ネットワーク会議」を定期的開催し、子育て環境推進のために連携して取り組んでいます。

### 主な事業の実施状況

| 事業名              | 目標 | 主な取組み内容                                         |
|------------------|----|-------------------------------------------------|
| 地域子育て支援ネットワークの推進 | 継続 | ○子育て支援ネットワーク会議の開催<br>○保育所や子育て支援センター等の訪問による連携の強化 |

### ⑦家庭・地域の教育力の向上

学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくるため、地域の教育力の向上を図るとともに、家庭を基礎とした地域・学校との円滑な支援のための連携強化に取り組んでいます。

### 主な事業の実施状況

| 事業名                | 目標 | 主な取組み内容                                    |
|--------------------|----|--------------------------------------------|
| 学校教育と関係機関の連携強化     | 継続 | ○スクールカウンセラーの配置、各種相談機関と連携した相談活動の実施          |
| 子どもを育む学校・家庭・地域連携事業 | 継続 | ○学校支援ボランティアの周知<br>○地域行事等における「子育ての提言」チラシの配布 |

### (3) 基本目標別成果指標と今後の課題

本市では、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の取組みを検討していくため、個別事業レベルの進捗状況（アウトプット）に加え、平成24年度から年1回のペースで「子育てアンケート」を実施し、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの成果指標（アウトカム）を経年的に測定しています。

平成28年度から令和元年度における調査は、小学校在学生までの保護者1,100人を対象に、郵送配布・郵送回収にて実施しており、以下にその主な結果についてまとめます。

#### 子育てアンケート調査の調査票回収結果

| 実施年度     | 調査時期             | 回収数              |
|----------|------------------|------------------|
| 平成 28 年度 | 平成 28 年7月1日～22 日 | 481 人(回収率:43.7%) |
| 平成 29 年度 | 平成 29 年6月1日～23 日 | 566 人(回収率:51.5%) |
| 平成 30 年度 | 平成 30 年6月1日～22 日 | 575 人(回収率:52.3%) |
| 令和元年度    | 令和元年5月 20 日～6月7日 | 527 人(回収率:47.9%) |

## ■ 基本目標 I 「地域における子育ての支援」(35事業)

### ① 計画期間中の主な取組みと成果指標

地域における子育てを支援するため、重点事業として掲げた取組みのほか、一時預かり、延長保育、病児保育、病後児保育といった教育・保育サービスや保育料の軽減、子ども医療費の助成、ファミリー・サポート・センター、子育てポータルサイトなど、子育て支援に関わる事業を計画的に実施してきました。

成果指標について、「子育てに関して楽しいと感じる割合」は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。

「子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合」は、おおむね横ばいで推移してきましたが、令和元年度は減少がみられます。

「学校等以外で子どもが交流できる場を持っていると感じる割合」は52.6%となっており、平成28年度以降は減少傾向で推移しています。

### 基本目標 I に係る成果指標の経年変化

| 成果指標                         | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------------------------|----------|----------|----------|-------|
| 子育てに関して楽しいと感じる割合             | 62.2%    | 65.2%    | 63.8%    | 66.0% |
| 子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合     | 94.0%    | 94.3%    | 93.4%    | 90.7% |
| 学校等以外で子どもが交流できる場を持っていると感じる割合 | 57.2%    | 55.0%    | 54.4%    | 52.6% |

### ② 今後の課題・方向性

教育・保育給付の拡充に努めているものの、例年、希望する教育・保育施設に入所できない入所待ち児童が発生しています。

また、ニーズ調査の結果から、就労意向をもつ母親が増加し、教育・保育給付をはじめとした多様なニーズがあることから、教育・保育サービスの充実にあたっては、教育・保育の量的拡充と、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業等の更なる充実に図り、保護者の育児負担の軽減を図っていく必要があります。

さらに、「学校等以外で子どもが交流できる場を持っていると感じる割合」が減少傾向で推移していることから、子ども同士の交流の場、他世代との交流の場の確保を図っていく必要があります。

## ■ 基本目標Ⅱ「母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進」(15事業)

### ①計画期間中の主な取組みと成果指標

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進のため、妊婦健康診査助成、育児支援のための相談、幼児期にあわせた生活習慣の指導を実施しており、平成29年4月からは産前産後ヘルパー派遣事業、離乳食と歯の相談会(月1回)を、平成30年5月からは産後ケア事業を開始するなど、取組みの充実を図ってきました。

成果指標について、「子どもを産み育てやすいと感じる割合」は、年度ごとに増減はあるものの、70%前後で推移しています。

「子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合」は増加傾向で推移しており、令和元年度は減少に転じたものの、平成28年度の水準を上回る75.5%となっています。

### 基本目標Ⅱに係る成果指標の経年変化

| 成果指標                      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------------------|--------|--------|--------|-------|
| 子どもを産み育てやすいと感じる割合         | 72.0%  | 67.5%  | 71.7%  | 68.3% |
| 子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合 | 74.9%  | 76.3%  | 78.4%  | 75.5% |

### ②今後の課題・方向性

健康診査におけるむし歯のある者の推移や成果指標の結果からも取組みの成果が表れています。今後も引き続き、妊産婦、乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実と母子保健サービスの充実に取り組み、「子どもを産み育てやすいと感じる割合」等の向上を図ります。

## ■ 基本目標Ⅲ「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」（14事業）

### ①計画期間中の主な取組みと成果指標

きめ細かな指導のための基礎学力向上支援教員や特別支援教員の配置、外国語指導助手を活用した国際理解教育の推進、教育相談活動充実のためのスクールカウンセラーや心の相談員の配置、高度情報通信社会に対応するための情報教育の推進、学校司書の配置などによる学校図書館の機能の向上と調べ学習への取組みなどを通じ、教育環境の整備を進めてきました。

成果指標について、「子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合」は、若干ではあるものの、減少傾向で推移していましたが、令和元年度には平成28年度並みの水準に回復しています。

「子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合」は平成29年度に増加し、令和元年度も66.5%と平成28年度を上回っています。

### 基本目標Ⅲに係る成果指標の経年変化

| 成果指標                              | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|-------|
| 子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合 | 68.8%  | 68.5%  | 67.7%  | 69.0% |
| 子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合      | 61.9%  | 67.1%  | 66.3%  | 66.5% |

### ②今後の課題・方向性

学校を取り巻く環境や保護者からの学校に対するニーズは絶えず変化しています。

これらに対応していくため、引き続き教育環境の整備に努めていくとともに、家庭を基礎としつつ、地域全体で教育力の向上を図るための体制構築に取り組んでいく必要があります。

## ■ 基本目標Ⅳ「子育てを支援する生活環境の整備」（４事業）

### ①計画期間中の主な取組みと成果指標

安心して子育てをする環境づくりとして、道路や公園の整備のほか、「市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区として位置づけた長浦駅周辺地区及び袖ヶ浦駅周辺地区のバリアフリー整備を推進してきました。

成果指標について、「道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合」は、増加傾向にあり、令和元年度には53.4%と過半数を超えています。

#### 基本目標Ⅳに係る成果指標の経年変化

| 成果指標                       | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------------------------|--------|--------|--------|-------|
| 道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合 | 45.3%  | 49.7%  | 49.1%  | 53.4% |

### ②今後の課題・方向性

成果指標の結果からも取組みの成果が表れており、今後も引き続き子育て世帯が安心して子育てをできる生活環境の整備を推進していきます。

## ■ 基本目標Ⅴ「職業生活と家庭生活との両立の支援」（３事業）

### ①計画期間中の主な取組みと成果指標

計画期間中は、男女共同参画セミナーの開催や県等が作成するパンフレットの配布等を通じて仕事と生活の調和実現のための啓発活動を実施してきました。

成果指標について、「仕事と生活の両立が図られていると感じる割合」は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。

#### 基本目標Ⅴに係る成果指標の経年変化

| 成果指標                  | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|-------|
| 仕事と生活の両立が図られていると感じる割合 | 62.8%  | 65.6%  | 62.6%  | 65.5% |

### ②今後の課題・方向性

共働き世帯の増加や就労意向をもつ母親が増加している状況から、働きながら子育てをする世帯のニーズに、いかに対応するかが益々重要となります。このため、企業等において、子育てをする人が気兼ねなく育児休業等を取得できるよう、制度利用の周知や職場の理解を図っていく必要性があります。

また、ニーズ調査結果をみると育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人も見られることから、低年齢児の保育受入体制の整備とともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図っていく必要があります。

## ■ 基本目標Ⅵ「子どもの安全の確保」(11事業)

### ①計画期間中の主な取組みと成果指標

子どもの交通安全を確保するため、交通安全教室などを実施してきました。

また、ボランティア等によるパトロール活動や子ども110番連絡所の設置等、児童の見守りや地域の防犯に努めてきました。

成果指標について、「地域における防犯活動が活発であると感じる割合」は、減少傾向で推移しています。

「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」は、令和元年度に34.7%と増加したものの、30%台と低水準で推移しています。

### 基本目標Ⅵに係る成果指標の経年変化

| 成果指標                     | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------------------|--------|--------|--------|-------|
| 地域における防犯活動が活発であると感じる割合   | 45.7%  | 45.4%  | 41.9%  | 43.1% |
| 子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合 | 31.0%  | 30.7%  | 31.9%  | 34.7% |

### ②今後の課題・方向性

子どもの関係する交通事故は少ないものの、県内では自転車の関係する事故が全体の2割となっているほか、ニュースなどからも、子どもが巻き込まれる事故や犯罪がみられます。子育てアンケートでも「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」は低い状況が続いているほか、ニーズ調査でも「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」は上位にあげられているなど、保護者のニーズも高くなっており、より一層子どもの安全を確保するための施策を推進していく必要があります。

## ■ 基本目標Ⅶ「要支援児童への対応などきめ細かな取組みの推進」（19事業）

### ①計画期間中の主な取組みと成果指標

要保護児童対策地域協議会、実務者・個別支援会議等を開催し、要保護・要支援児童に対する個別の対応や児童の虐待防止、早期発見・早期対応等に取り組んできました。

成果指標について、「児童の虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取組みが進んでいると感じる割合」は、平成28年度を上回り30%台となっているものの、依然として低水準で推移しています。

#### 基本目標Ⅶに係る成果指標の経年変化

| 成果指標                                  | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------------------------------|----------|----------|----------|-------|
| 児童の虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取組みが進んでいると感じる割合 | 29.1%    | 32.4%    | 31.6%    | 31.1% |

### ②今後の課題・方向性

児童虐待を防止するためには、地域全体で子どもを守る支援体制を整備し、発生予防から保護・支援までのあらゆる段階において、関係機関が相互に情報を共有し、取り組むことが極めて重要です。今後も引き続き、要保護・要支援児童に対する対応の充実を図っていく必要があります。

また、障がい児福祉計画に基づき、障がいに対応して年齢の節目ごとに切れ目なく自立生活を支援する体制の充実を図っていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

**子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち**

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組むため、平成17年度に、次世代育成支援行動計画を策定しました。この計画においては、市が実施している施策や事業について、毎年推進状況を検証し、その結果を翌年以降の実施に反映させる動き（PDCAサイクル）を行ってきました。

また、子ども・子育て支援法により策定が義務づけられた「子ども・子育て支援事業計画」についても、次世代育成支援行動計画の評価と、今後の少子化と育児ニーズの増加・多様化という2つの要素を見定めながら、これまで連綿と取り組んできた子ども・子育て分野の事業拡充を図ってきました。

一方で、望ましい子育て環境は、単に保育サービスや子育て支援メニューを充実したり、子育て家庭への経済的支援を行うだけで実現できるものではありません。「家庭」「地域」「行政」が少子高齢社会の現状と課題について正しく認識した上で、それぞれの責任と立場で、子どもを取り巻く環境について考え、安全・安心な子育て環境の推進に取り組むことが必要です。

こうした考え方に基づき、本計画の基本理念については、「子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち」としました。

「家庭」「地域」「行政」の三者が協働し、市民と行政が一体となり、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、子育てをめぐる様々な課題解決に取り組むとともに、これまでの取組みを発展させることによって、子どもの健やかな育ちとすべての家庭が喜びや生きがいを感じながら、安全で安心して子育てができるまちを目指します。

## 2 計画推進のための基本的視点

本市では、基本理念の実現に向け、様々な視点から市の子ども・子育て事業分野における施策の推進を図ってきました。本計画においても基本理念の実現を目指すため、次の基本的視点に立ち、理念の実現に努めるものとします。

### すべての子どもを支える視点

子どもの乳児期、幼児期、学童期といった発達段階に応じた育ちの状況や一人ひとりの個性を踏まえ、個々の発達段階に合わせた適切で質の高い子育て支援サービスを確保し、すべての子どもが健やかに成長できる社会、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況など、社会的支援の必要性が高い子どもや家庭を支えることが必要です。そのためには、社会的支援の必要な子どもや家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつける、子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

### 妊娠・出産・子育てに関わる切れ目のない支援の視点

近年、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、子育てに関わるライフステージの各場面において様々な支援が求められています。誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援を行い、親の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親として成長し、子育てや子どもの成長による喜びや生きがいを感じることを目指します。

### 地域全体で支える視点

保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、市が子ども・子育て支援を量・質ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

また、育児休業及び短時間勤務の取得など、子育て支援に係る職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることができる社会を目指します。

### 3 基本目標と施策体系

基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の基本目標により、計画を推進します。

施策体系については、計画の基本目標を実現するために、これまでの施策・事業の取り組みや市民ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化（事業の充実）を行うことで、計画を推進し、指標等の改善につなげていきます。

#### **基本目標Ⅰ「地域における子育て支援の充実」**

すべての子育て家庭が安心して子育てができるように、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを地域で支える環境づくりに向けた関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりを推進します。

また、幼児教育・保育の無償化と併せて、必要な助成を行うことにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

#### **基本目標Ⅱ「母性及び乳幼児等の健康づくりの推進」**

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携を図りつつ、母子保健の充実及び親や家庭の健康づくり支援、子どもの急病等に対応できる医療体制の構築を目指します。

また、思春期特有の体や心の問題について正しい知識の啓発・指導、未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等を実施していくとともに、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

#### **基本目標Ⅲ「子どもが健やかに育つ教育環境の整備」**

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育てていくために、様々な学習の機会や日常の遊び、自然体験・社会体験などの体験をする中、様々な人々と交わり・ふれあうことで、自ら学び、考え、行動できるように、「生きる力」を育む教育環境の充実に取り組みます。

また、子育てを行っている親とともに、これから親になっていく若い世代が、家族や家庭の大切さ、子どもを産み育てることの意義を理解できる環境づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を目指した取り組みの推進を図ります。

#### **基本目標Ⅳ「子育てを支援する生活環境の整備」**

地域において安心して子育てができるよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、子どもや子育て家庭が身近な場所で安心して遊ぶことのできる場所づくりや安心して外出できる生活環境の整備を進めます。

#### **基本目標Ⅴ「仕事と家庭の両立の推進」**

男女がともに仕事と子育てを両立できるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けて、事業主や地域住民への広報・啓発の推進に取り組みます。

また、仕事と子育ての両立を応援するために、多様な働き方に対応した保育サービス基盤の充実を図ります。

#### **基本目標Ⅵ「子どもの安全の確保」**

すべての子どもが地域で安全で安心して暮らせるよう、地域住民との協働のもとで、子どもを交通事故や犯罪から守り、健やかに育つことのできるような安全・安心な環境づくりを進めます。

#### **基本目標Ⅶ「配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備」**

子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待やいじめなどの問題に対して、早期に発見し適切な対応がとれるように、様々な関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

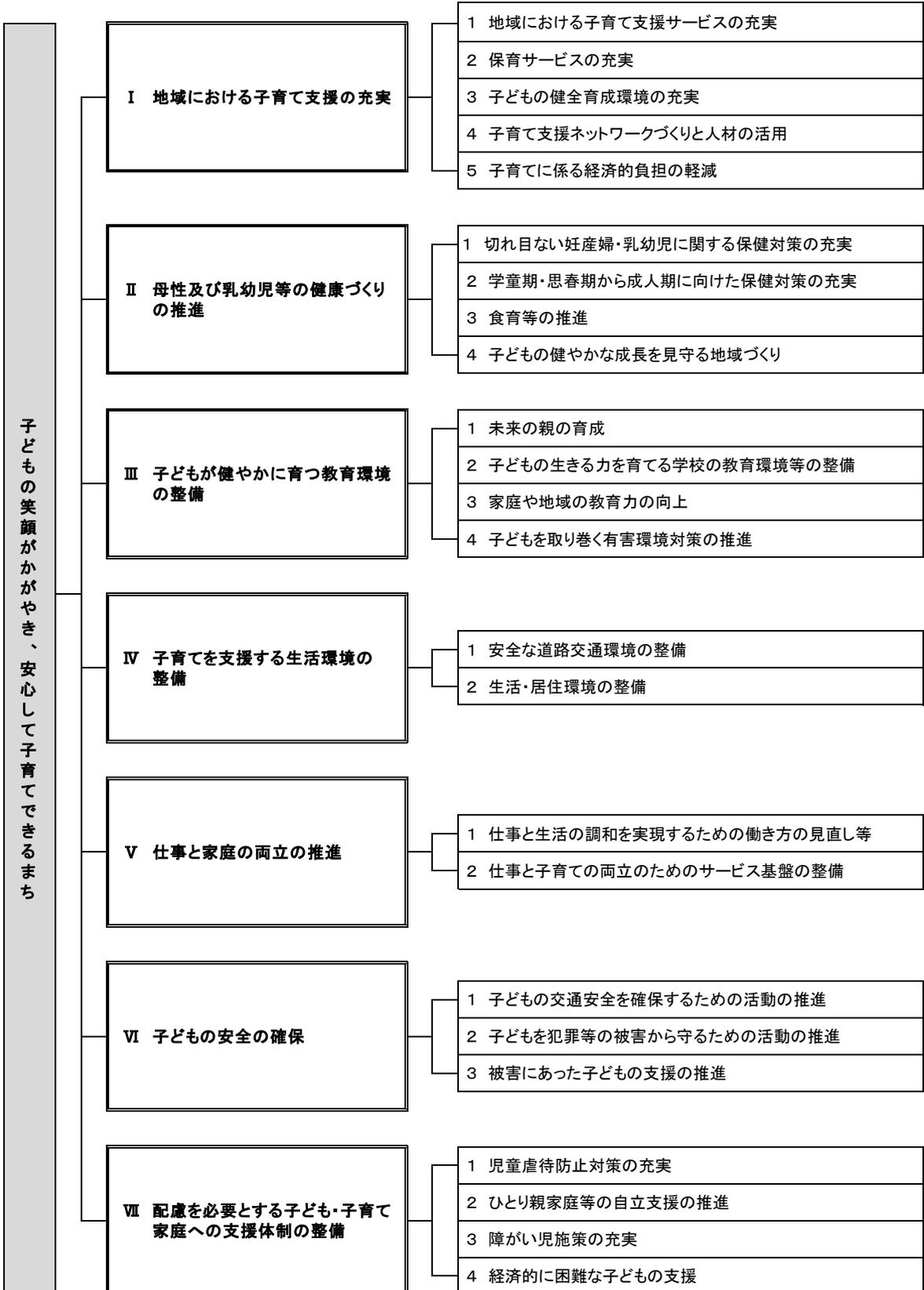
また、ひとり親家庭などの自立支援の推進、障害のある子どもと家庭への支援、生活困窮世帯の子どもに対する支援など、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実に努めます。

## 計画の施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《基本施策》



## 第4章 施策の展開

第3章で定めた施策体系に基づき、基本目標ごとに目指す方向性や必要な取組みを定めます。

また、基本施策ごとに取り組む具体的事業を掲載します。

# 第5章 教育・保育の内容と供給体制

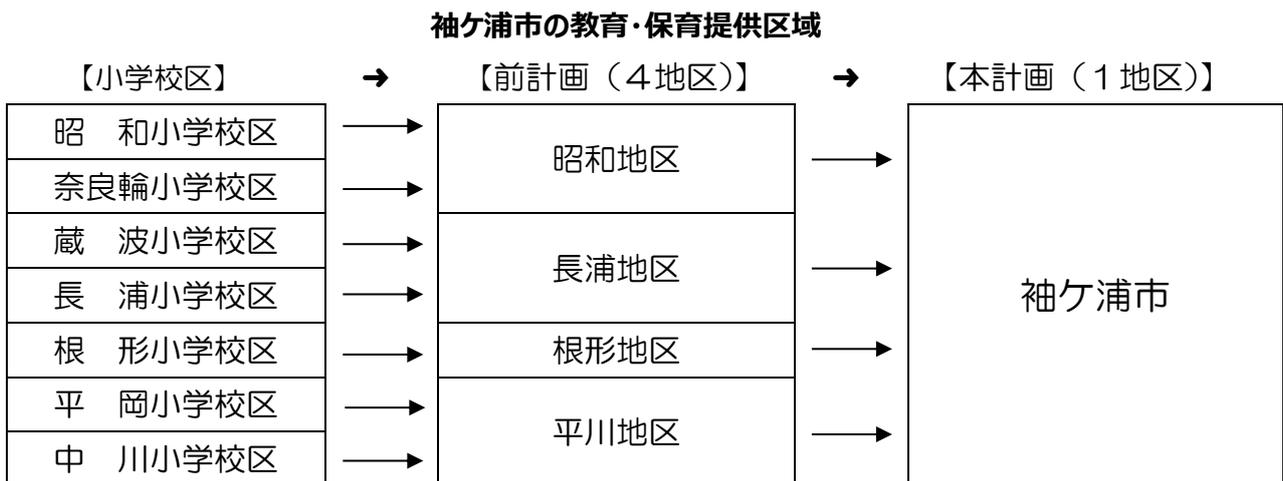
## 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域については、子ども・子育て支援法第61条第2項に「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があり、前期計画である「袖ヶ浦市子育て応援プラン」においては、昭和・長浦・根形・平川の4地区を設定しています。

一方で、教育・保育施設の整備計画は、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」に基づいて設定されます。提供区域を細分化した場合、供給が需要を上回った区域では、新たな施設を認可・認定しないことができますが、実際には、駅前など交通の便が良い地域では、他の地区から入所を希望するケースがあります。

本計画では、今後の人口動態の変化や、より柔軟な施設整備に対応するため、市内全域を一体とした提供区域を設定することで、今後の保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応することを目指します。



## 2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

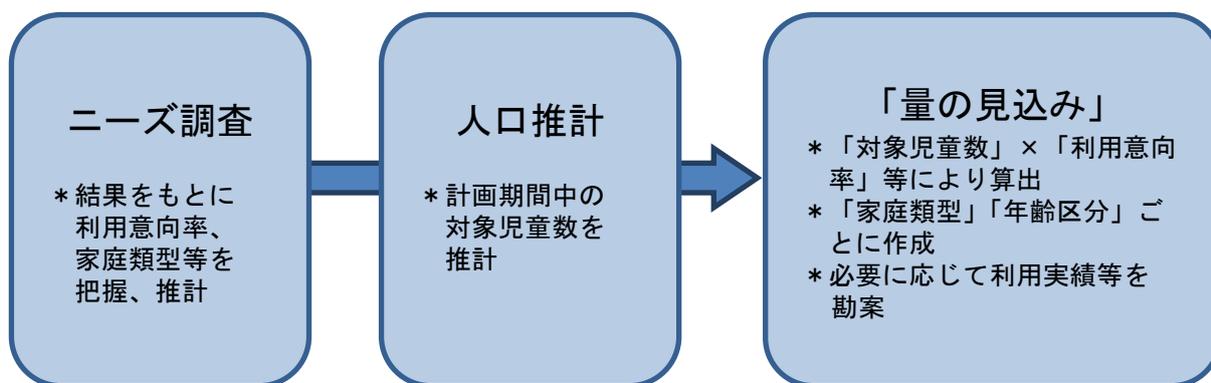
国が示す基本指針に即し、本計画において「量の見込み」及び提供体制の「確保の内容」「実施時期」を定めるべき事業は以下の項目です。

| 対象事業                      |      | ニーズ量算出 | 市で該当する事業                                                |
|---------------------------|------|--------|---------------------------------------------------------|
| <b>■教育・保育</b>             |      |        |                                                         |
| 教育標準時間認定                  | 1号認定 | ○      | 幼稚園、認定こども園                                              |
| 保育認定①                     | 2号認定 | ○      | 幼稚園、認定こども園                                              |
| 保育認定②                     |      | ○      | 保育所(園)、認定こども園                                           |
| 保育認定③                     | 3号認定 | ○      | 保育所(園)、認定こども園、地域型保育                                     |
| <b>■地域子ども・子育て支援事業</b>     |      |        |                                                         |
| 時間外保育事業                   |      | ○      | 延長保育事業                                                  |
| 放課後児童健全育成事業               |      | ○      | 放課後児童クラブ                                                |
| 子育て短期支援事業                 |      | ○      | ショートステイ、トワイライトステイ※                                      |
| 地域子育て支援拠点事業               |      | ○      | 子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放                                   |
| 一時預かり事業<br>・幼稚園型          |      | ○      | 幼稚園で実施している「預かり保育」                                       |
| 一時預かり事業<br>・その他           |      | ○      | 保育所(園)で実施している「預かり保育」「休日保育」及び「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用 |
| 病児保育事業                    |      | ○      | 病児保育「ひまわり」「くらげ組」、病後児保育「マミー」「みどりの丘保育園病後児保育室」             |
| 子育て援助活動支援事業               |      | ○      | 「ファミリー・サポート・センター」のうち小学生以上の利用                            |
| 利用者支援事業                   |      | —      | 利用者支援事業                                                 |
| 妊婦に対する健康診査                |      | —      | 妊婦健康診査                                                  |
| 乳幼児家庭全戸訪問事業、<br>養育支援訪問事業等 |      | —      | 乳幼児家庭全戸訪問事業                                             |
| 実費徴収に係る補足給付事業             |      | —      | (令和元年10月より開始予定)                                         |

※ 国の見込みではトワイライトステイは「一時預かり事業 その他」の方で見込むこととなりますが、本市ではショートステイとトワイライトステイを「子育て短期支援事業」して実施しており、本市の実施形態で管理するために本事業で見込みます。

なお、子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

「量の見込み」の算出にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、平成30年度に「袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を行い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行っています。



しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなどの方法を通じて量の確保を行います。

### **3 教育・保育の量の見込みと提供体制**

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、教育・保育提供区域を設定し、教育・保育の量の見込みと提供体制を定めます。

### **4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制**

### **5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保**

子ども・子育て支援法の規定に基づき、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めます。

また、教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容について記載します。

## 第6章 計画の推進体制

- 1 計画推進体制の構築
- 2 関係機関との連携強化
- 3 計画の内容と実施状況の公表
- 4 事務・事業評価と事業の見直し

袖ヶ浦市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画）に基づき、子ども・子育ての支援をしていく上で、計画をより実効性のあるものとするため、計画の推進体制について定めます。